

第47回平成24年9月与謝野町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成24年9月24日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時53分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄(午前欠席)
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

副町長	堀口 卓也	代表監査委員	足立 正人
企画財政課長	浪江 学	教育長	垣中 均
総務課長	奥野 稔	教育委員長	白杉 直久
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	商工観光課長	長島 栄作
野田川地域振興課長	浪江 昭人	農林課長	永島 洋視
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育推進課長	小池 信助
税務課長	植田 弘志	教育次長	和田 茂
住民環境課長	朝倉 進	下水道課長	西村 良久
会計室長	飯澤嘉代子	水道課長	吉田 達雄
建設課長	西原 正樹	保健課長	泉谷 貞行
		福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

暑さ寒さも彼岸までと申しますが、本当にお彼岸の日を迎えまして、めっきり秋の気配が濃くなって来るきょうこのごろであります。きょうから三日間、一般質問ということでございますので、熱心な質疑応答をよろしくお願いいたします。

本日は糸井議員のほうより午前中欠席の届け出が出ていますので、報告申し上げます。

ただいま出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

15人の議員から質問の通告がありましたので、通告順により順次、質問を行います。

それでは、早速ですが、5番、塩見晋議員の一般質問を許します。

5番、塩見議員。

5番(塩見 晋) おはようございます。

今、議長の挨拶にもありましたが、彼岸の中日も過ぎまして長い酷暑もようやく一段落の様子で、気持ちよい秋風が吹くようになってまいりました。

さて、議長の許可をいただきましたので一般質問に入りたいと思います。今回は町内の学校のいじめの実態や対応、そして、教育委員会の情報公開の2点であります。まず、最初に学校のいじめの定義です。文部科学省は毎年、児童・生徒の問題行動など、生徒指導上の諸問題に関する調査を行い、結果を公表しています。その中にいじめの項目もあります。平成18年度の調査より、いじめについての定義を変更しています。その概略の内容は、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は表面的、形式的に行うのではなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行う。いじめとは、当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものとする。起こった場所は学校の内外を問わないというものであります。

昨年10月に大津市の中学校で、いじめによると思われる生徒の自殺事件が起きました。今年2月24日に亡くなった生徒の両親が、大津市と、いじめをしたとされる同級生3人らに、いじめで自殺したのは明らか、学校も適切な対応をしなかった過失があるとして、損害賠償を求め、大津地裁に提訴し、その過程の中から学校や教育委員会の対応のずさんさが発覚しました。遺族が昨年の11月18日に大津警察署に被害届を出しても受理を拒否され、4回目を出して、やっと今年7月14日になって生徒らからの事情聴取を行う方針を決めました。その後、市役所と学校が警察の捜索を受け、教員や生徒からも事情聴取をされる事態となり、大きな社会問題となっています。

また、今月2日には兵庫県川西市の県立高校でも生徒の自殺事件が起き、学校の隠ぺい体質が報道されています。大津市の中学校の事件を受け、文部科学省の川端大臣は7月22日の朝、NHKのテレビの放送の中で、いじめの緊急調査を指示し、結果を8月末までに報告するよう求める発言をしていましたが、町内各学校の調査の結果と、あわせて過去の調査結果と、とられた対

応は、どのようなものであったかを質問いたします。

いじめ問題に対処するには親子、学校、地域など、社会全体で見守る仕組みが必要と思いますが、与謝野町の具体的な方策についても質問をいたします。

次に、ソーシャル・ネットワーク・システム SNS といいますが、対象が共通の趣味、趣向、居住地、出身校などでのネットワークの促進やサポートをして、直接関係のない他人とのつながりを通じて、人間関係を構築する場を提供するコミュニティ型の会員サービスであります。ある報道によりますと SNS の先進国の米国では、10代を中心に、この SNS を介したいじめが社会問題化して米国のティーンエイジャーの 69% が、このネットワークを利用しています。そして、その 15% がいじめや暴言の標的にされたことがあると伝えています。

我が国でも mixi やフェイスブックなどの SNS のサービスがあります。今までは学校裏サイトなどでのいじめがありましたが、これからは実態の見つけにくい SNS によるいじめもふえてくると思います。小中学生の携帯電話所持の実態と指導、そして、ネットいじめの対応についても質問をいたします。

次に、教育委員会の情報公開について質問をいたします。与謝野町は F T T H による地域情報化を進め、ケーブルテレビや I C T の環境整備を進めてきました。平成 23 年度からは全町域での利用が可能となっています。ご存じのとおり I C T とは情報に加え、コミュニケーションも重視され、ネットワーク通信による情報知識の共有であります。与謝野町のホームページからあらゆる情報を発信し、住民の利便性に向けていかなければなりません。このことから考えていくと、I C T を利用した情報の発信について与謝野町教育委員会の動きは遅々としているように思われます。

今回、いじめの問題で与謝野町教育委員会の実態を知りたくて調べを始めてみましたが、現時点では教育委員の名前もわかりません。各種の事業や施設の申し込み以外、インターネットでは何もわかりませんでした。問い合わせいただければお知らせしますというような感じを受けました。教育委員会として受け身でなく、積極的な情報の発信が必要なのではないかと考えていますが、教育委員会の考えをお聞かせ願いたいと思います。

最後に事故、事件の責任の所在についてであります。6 月定例会の一般質問で井田議員も教育委員会の組織について述べられましたが、教育行政に政治の介入がなされないように教育委員会は地方公共団体の中で教育委員会部局として独立しています。5 人で構成される教育委員の代表は教育委員長です。また、教育委員会は教育長を任命します。教育長は全ての事務をつかさどるとなっています。教育委員は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命をします。そこで、問題が起きたときの、いわゆる不祥事についてですが、その責任の所在がどこにあるのか、過去にあった教職員の不祥事の責任は当然、教育委員会であると思っておりましたが、その監督責任は校長にあり、町の教育委員会はおわびをするだけのようでありました。学校の運営については都道府県と市町村の教育委員会の役割の違いがあり、都道府県の教育委員会は小・中学校の教職員の任命と給与費を負担しています。一方、市町村の教育委員会は、施設の設置と運営などが役割となっていて、教員に関する責任は府の教育委員会にあるということですが、一般の方にはわかりづらいことだと思います。

さて、今回の収賄事件についても、係長は、町が採用した職員ですが、教育委員会に出向して

います。監督責任は教育委員会部局になるのか、ならないのか、彼は教育委員会には技師として出向しています。校舎などの施設整備は町が受け持つのだから町長部局に監督責任があるのかどうか、責任の所在はどうなるのかをお答え願いたいと思います。以上で、最初の質問を終わりといたします。よろしくご答弁をお願いします。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

白杉教育委員長。

教育委員長（白杉直久） おはようございます。

塩見議員の質問の一番目の町内の学校のいじめの実態と対応について、私からお答えさせていただきたいと存じますが、その前に、今回の教育委員会職員の不祥事に関しまして、改めておわびを申し上げさせていただきます。このたび教育総務課職員が収賄容疑により逮捕、起訴されたことで、町民の皆さんや議員の皆さんに多大なご迷惑とご心配をおかけすることとなり、まことに遺憾であります。心より深くおわびを申し上げます。

今回の不祥事が教育委員会運営に支障を来すことがないように、全身全霊をかけて努めてまいりたいと考えております。今後、このような事態が二度と起きることのないよう、職員とも総力を挙げて再発防止に取り組むとともに、信頼回復に努めてまいりたいと考えております。大変申しわけございませんでした。

それでは、町内のいじめの実態調査の結果につきまして、お答えをさせていただきます。まずは、いじめの件数ですが、例年、小学校においては2件から3件、中学校では3件から5件ぐらいの件数を学校から報告を受けており、平成24年度においても8月の緊急調査前までは小学校で2件、中学校においても2件の報告を受けおりました。

今回の大津市の事件を受け、いじめの緊急調査を行いましたところ、いじめとして認知した件数、または、いじめの疑いと思われる件数は、小学校全体で15件、うち既にいじめが解消されている件数は6件となっています。いじめの内容を態様別にしますと、「冷やかしやからかい、悪口など」が一番多く、「仲間はずれ、集団による無視」が次に多くなっています。

橋立中学校も含めた3中学校においては10件、うち既に解消されている件数は8件となっております。態様別では小学校同様に、「冷やかしやからかい、悪口など」が一番多くなっております。緊急調査前と調査後では大きく件数が増加をしております。増加した要因としては、先ほど申し上げましたように大津市のいじめ事件を受け、今回の緊急調査時には、いじめに対する気づきの感度が高くなったということが考えられます。

いじめに対する取り組みについてですが、啓発用リーフレット等の配布や人権研修などにより児童・生徒・保護者に啓発啓蒙を図っております。また、学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、こころの相談員を配置し、児童・生徒の心のケアを行っております。

いじめの対応についても、教師一人に対応するのではなく、校長・教頭・学年主任等、学校全体で組織的に取り組んでおり、また、教育委員会についても学校と連携を密にし、問題解決に向けての指導助言を行っているところです。いじめを受けても誰にも相談できない。いじめを知っていても先生に告げろすると、次は標的にされるのではないかという思いもあり、誰にも報告ができないといった繊細な心の問題があります。

ご質問のSNS（ソーシャル・ネットワーク・システム）、いわゆるインターネットを活用し

た公衆交流システムとでも申しましょうか。フェイスブックなどが有名ですが、ブログなども、これに当たり、匿名での誹謗中傷や無責任な投稿が問題となっております。

このようなインターネット社会の一つのひずみともいえる「ネットいじめ」も大きな社会問題となってきており、さまざまなケースが出てきている中で、いじめが見えにくくなってきており、早期に発見するのが難しくなっています。しかしながら、いじめは絶対に許されない行為ですので、いじめは人権侵害であるとの認識を強く持ち、毅然とした指導を行っております。具体的には、教職員の人権感覚が養えるような教職員研修を実施し、教職員自身の気づく力を磨き、早期発見、早期対応に努めるようにしております。また、児童会や生徒会活動を通じ、児童生徒みずからがいじめを許さない学級、学校づくりに取り組んでいきたいというふうを考えております。

家庭との連携につきましては、保護者の気持ちや考え方に謙虚に耳を傾け、丁寧な対応に心がける中で、双方協力のもと問題解決に当たっております。また、地域との連携につきましても、教職員が地域行事、地域懇談等には積極的に参加したり、また、学校行事に地域の方に参加してもらうなど、開かれた学校づくりをすることによって、地域からの情報、協力体制を築き、早期発見、早期対応ができるよう心がけております。児童・生徒へのアンケートについても学期に1回は実施し、児童・生徒が発信するSOSサインを見逃すことのないようにしていきたいというふうを考えております。

次に、小・中学生の携帯電話所持の実態と指導についてですが、全校対象の平成24年度の京都府学力診断テストの項目の中で調査をしております、紹介をさせていただきたいというふうに思います。この診断テストでは、小学4年生、6年生及び中学3年生を対象に実施をしていますが、4年生については、京都府全体の携帯電話所持率が32%に対し、本町では28%となっています。また、6年生では、京都府が33%に対し、本町では25%という状況でございます。また、中学3年生では、京都府が70%、本町では48%といった状況でございます。

所持理由については、家庭の事情や防犯という理由で所持されていることが多く、また、学校での指導については、学校への持ち込み禁止としており、非行防止教室等によってネット、携帯電話の使用時の注意点、危険性などについて指導を行っております。

塩見議員の二番目の質問、教育委員会の情報公開の考え方、問題が起きたときの責任の所在は、与謝野町か教育委員会かについてお答えをしたいというふうに思います。

まず、教育委員会の情報公開の考え方でございますが、これまでから情報開示請求がありました場合には個人情報、政策形成段階の情報並びに関係機関に関する情報などに配慮しながら、可能な限りの情報公開は行っております。具体的に申し上げますと、教育委員会の会議録につきましては個人情報や関係機関に関する情報などが多くございます。したがって、その箇所につきましてはマスキングを行い部分開示として公開させていただいております。部分開示を行いますことから、内容がわかりづらいという面もあろうかと存じますが、ご理解をいただきたいというふうに思っております。また、情報開示請求に対します情報公開につきまして、どちらかといいますと、ご指摘のように受け身の情報公開といえます。ここで、受け身ではなく教育委員会として発信する情報公開につきまして申し上げますと、ご指摘のように十分ではないというふうに感じております。ほかの自治体のホームページを閲覧しますと、教育委員会独自のホームページ

を立ち上げ、その取り組みなどを積極的に公開されている団体が多くあります。与謝野町教育委員会の情報につきましては、町のホームページの暮らしの分野「教育・文化」を選んでいただきますと小・中学校の紹介や教育制度、相談のご案内、イベントなどの行事案内は行っておりますが、教育委員の紹介や会議録の公開など不十分な点はあるかというふうに思っております。また、ご承知のように教育委員会は原則、傍聴が可能となっておりますが、教育委員会の開催周知が不十分と、7月の教育委員会会議の中でも委員から指摘をされた経過もあります。今後におきましても、開催日の案内の徹底と傍聴のご案内等、事務処理の迅速化に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

加えて、ホームページの会議録の公開につきましては、ほかの行政機関、附属機関との調整も図りながら研究をしておきたいと考えております。

次に、問題が起きたときの責任の所在につきましてのお尋ねでございますが、ご承知のように教育委員会は行政委員会の一つとして、独立した機関として教育委員の合議制により教育行政を行っています。したがって教育委員会が統括いたします教育委員会事務局の職員が問題を起こした場合には、その責任の所在は町ではなく教育委員会になるものと考えております。

以上で、塩見議員の答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。それでは一問一答の質問をさせていただきたいと思えます。

答弁につきましては、教育委員長、もしくは教育長の判断にお任せしますので、臨機応変にお答え願いたいというふうに思えます。

先ほど、いじめの問題ですね、いろんな対応をとっていただいております。そしてまた、緊急の調査でも多くの問題の案件が出てきたということを教えていただきました。中学校は残りが2件、小学校は残りが9件と、小学校はまだ、その対応の済んでいない部分があるかと思えますが、ぜひ、ここはいろいろな方法で、その対応をやっていただきたいと思いますと思っております。

今回の事件で、いじめで傷害や暴力があれば、いきなり警察に被害届を出すというようなことのハードルが非常に低くなり、学校に警察が入ることへの抵抗が非常に少なくなるのではないかとこのように思っています。いじめの相談がしやすい人づくりが必要になるとも思えます。いじめは学校の問題でも、子供の問題でもない、大人社会の責任であると思えます。

先ほどスクールカウンセラーのことをおっしゃいましたが、委員会でお尋ねしますと、スクールカウンセラーは一週間に一遍だけだというような話でした。ぜひ、こういう部分も充実して、やっていただきたいと思います、このように思いますが、今の点について、どのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） おはようございます。

質問にお答えします。スクールカウンセラーにつきましては、原則一週間に1回ということではございます。そのために「こころの相談員」という職員を中学校には配置しております。年齢の大きな方もおりますし、それから、若い子供たちに近い年の方もいらっしゃいます。いずれにしても、子供たちが気軽に、その話しかけができる、そうした人として配置をさせてもらっ

ておるわけです。以上です。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） もう1点あったんですが、学校等に警察が入りやすくなるんじゃないかという懸念を持っているんですが、その点についてのご答弁をお願いします。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 学校と警察との連携でございますけれども、確かに以前は、警察に子供たちのことを、学校から委ねるということは、非常にためらわれていた時代もございましたのは事実でございます。しかしながら、だんだん学校内における問題事象がひどくなっていった中におきましては、やはり警察の力をかりなければ学校だけでは対応できないということになっていきまして、そして、学校から警察のほうに通報するケースはふえてきております。特に教員に対する暴行行為ですね、程度によるわけですが、それらについては、やはり警察のほうにお願いすることがふえてきております。また、今回の大津市のいじめの件を受けまして、京都府教育委員会のほうも、いじめに対する取り組みの方針、方向性を示す中で、やはり警察に委ねるべきは、やはり警察に委ねるよという、そういう方針を出しておるところでございます。

うちも、そのようにしていきたいと、そのように思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 若干、質問の趣旨と違うんです。私はいじめを受けた本人とかご両親が、学校とかに相談せずに、いきなり警察のほうに言われるような事例がふえてくるんじゃないかなというふうに思ったわけですが、先ほどおっしゃいましたスクールカウンセラーとか、こころの相談員とか、そういう相談しやすい環境を、ぜひ構築して、今後に当たっていただきたいというふうに思います。

それから、次に、ネットのいじめについてですが、今後、本当にスマートフォンのティーンエイジャーへの普及が広がっていくと思います。SNSにも簡単にアクセスできる環境の中で、先ほども聞いたんですが、答弁があったんですが、いろんな対応を考えて言っておられるということですが、今まであったようなフィルタリングやアクセスの制限などは、今も行われていますけれども、これは小学生の低学年には有効なわけで、結局、使い方の勉強というんですか、リテラシーというんですか、この啓蒙活動が非常に大事になってくると、この部分をおろそかにすると、この波に飲み込まれてしまうんじゃないかというような危惧をしているんですが、この点はいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。議員ご指摘のように、ネット社会になりまして、いろいろなものを使って誹謗中傷、いじめに当たる行為ですね、それらが行われていることは、議員ご指摘のとおりでございます。そして、京都府教育委員会のほうもフィルタリングをしたり、それから、常にブログ等の、それから学校裏サイトだとか、そうしたものにつきましてはモニタリングを行って、その都度、情報を提供してもらい、そして対応しておるわけでございますけれども、議員もおっしゃるとおり、これはイタチごっこという状況になっているのは、もう事実でございます。

そして、さらにますます機能が、いいものが出てくれば、それらにつきまして、残念ながら悪用されるケースは、これはもう子供の世界だけではなく、大人の世界も、もうそうなっている

ようでございます。そのような状況の中で、やはり尽くせる手は尽くしながら、子供たちが被害に遭わないように、いじめだけではなしに、犯罪にもこうむらないよう、犯罪の被害者にならないように努めていかなければならないと、そのように思っておるわけでございますけれども、一番大切なことは、やはり大人も子供も含めまして、その文明の利器をいかにプラスの面で活用していくかということは、一番大切なことだと思います。いわゆるモラルでございます。やはり、そのモラルの教育をしていく以外、私は終局的には、もうないと思っております。ところが、それにはなかなか時間がかかると、そうしたものでございます。学校のほうにつきましては、特に中学校なんかでは、携帯電話とともに、そこから出てきます犯罪に巻き込まれることがないようにとした意味で、いろいろ子供たち向けへの講習会なんか警察、あるいはまた、NTTだとか、そうしたところがやっています派遣講師等を活用しながら取り組んでいることもあります。以上です。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） このネットのいじめというのは、先ほども言いましたが、ほんまに学校の問題でも、子供の問題でもない、大人社会の鏡であって、我々もしっかり、そういう部分に対応していかなければならないというふうに、私は思っております。

それでは、その次の教育委員会の情報公開についてであります。先ほどもおっしゃいましたが、京都市府町村の中で教育委員会のホームページを開設しているのは、町では宇治田原町と京丹波町、精華町の3町です、私が調べたところでは、近隣の市の中では福知山市、京丹後市の二つの市がやっております。宮津市はホームページはありませんが、教育委員の名簿は載せています。また、京丹後市と精華町は委員会の会議録を載せております。先ほどもおっしゃいましたけれども、一般通告の通告の後、14日付で情報公開で与謝野町の教育委員会の会議録をいただきました。その中にも委員さんから教育委員会、もっとオープンにしたらいいと思う。独自のホームページをつくる云々の発言を見ました。先ほども、この答弁についてはいただきましたので、これは置いておいて、次の質問に移りたいと思います。

教育委員会に会議規則があります。第5条に会議の招集を行った場合は、直ちに会議開催の場所及び日時、会議に付すべき事件を告示するものとなっておりますが、この告示とは各庁舎の掲示場に張り出されるものと理解をしております。会議の招集と告示の実態はどうなっているのでしょうか、先ほど若干、このことについて委員長のほうからありましたが、今まではどうだったのか、今後はどうなるのかということについて、再度、しっかりした答弁をいただきたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 一言でいいますと、徹底ができていないというのが現状でございます。しかしながら、委員会の中でも指摘もございまして、告示については努めて告示をしてきたつもりでございますけれども、時たまといったら語弊があるかもしれませんが、事務手続がおくれをとって告示ができていない場合がございます。いずれにしても、一番肝心のことでございますので、今後は手抜かりのないように告示をしていきたいと、そのようにも思いますし、それからまた、KYT等を使って事前にお知らせをするように努めてまいりたいと、そのように思っております。以上です。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 緊急の教育委員会議もあつたりして、時間的に間に合わないこともあるかと思いますが、なるべく情報公開の最初の一步ですので、ぜひこの分は、きちんと今後は対応していただきたいと、そのように思います。

次に、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長が平成23年1月20日に出した、いじめ問題への取り組み状況に関する緊急調査結果についての概要の中に、教育委員会の取り組み状況の中に出席停止の調査の結果、市区町村では3%の教育委員会が出席停止の手続に関する教育委員会規則を定めていない。求められる取り組みとして、この規則を整備していない教育委員会は迅速に手続の規則を整備しなければならないと記されています。いろいろと問題児童に対して最後の手段として出席停止を申し渡すんだと思いますが、与謝野町の規則の中には、この項目が見当たりませんが、これはどういうふうになっているのか、その部分についてお尋ねをいたします。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。もう一度、確認をさせていただきます。ご指摘のように、いわゆる出席停止措置を決めましたときに、旧町においては、少なくとも私がおりました野田川町におきましては、規則を改正していたと思っております。合併に伴って、その規則がどうなっているのか、改めて確認いたしますので、議員さんは確認されていないというんですから、手落ちになっておるんだと、そのように思っております。早急に、それは調査の上、整備していきたいと思っております。おわび申し上げます。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 私の調べた限りでは、この規則がないと、ただ、京丹後市は、これは要綱というものをつくって、その中で決めておりますので、与謝野町も、そういうものがあるのかもわかりませんが、教育委員会規則の中で出席停止の項目というのがありますが、それ以外に、それぞれの市町村、もう少し詳しく、その出席停止の規則を決めておるようですので、ぜひ、その分は確認を願いたいと思います。

それから、去る20日の一般会計の補正で勢旗議員さんだったと思ったんですが、大津市の生徒自殺関連の京都、滋賀の自治体44教育委員会のアンケートについて、質問をされたと思いません。文教厚生常任委員会の報告では、教育委員会は7月24日までに4回の取り組みをしております。京都新聞に、そのアンケートが載ったのは7月30日です。そのときの答弁で、教育長はアンケートが求めている意図がわからなかったというふうに答弁されましたが、先ほどの情報公開です。新聞を利用した情報の発信にうまく使われたのではなかったかなと思うのと、なかなか私としては残念です。そのアンケートの中で、対応マニュアルの有無を聞いています。マニュアルはないと答えたのが14の自治体で、与謝野町もないと答えています。教師によって、いじめの対応が違くと、児童・生徒に不信感が起きることもあり、このマニュアルの策定の必要があると思うんですが、この点はいかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。確かに与謝野町教育委員会独自のマニュアルは待っておりませんが、文科省並びに京都府教員委員会が出しております対応マニュアルに従って、対応していくのは実態でございます。以上です。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それは京都府全般に通じることのマニュアルだと思います。それは基本にして、やはり地域ごとに、いろんな差異がある部分を補うためのマニュアルも必要じゃないかなというふうに感じてはおるんですが、いかがなものでしょうか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。非常に汎用的でございます。だから、それをいかに利用していくかということで、一応、事足りていることは、もう事実でございます。先ほどの8月20日の京都府の府教委が市町村教育長を招集しまして、いじめに対する京都府教育委員会の方針、取り組みにつきまして、会議が持たれたわけですけれども、そのときに府の教育長は、どんな立派な対応マニュアルを持っていたって、それが活用されなかったら何もならないんだと、私は確認しておらんですから、無責任に言い過ぎになったらお許しいただきたいと思いますが、大津市さんのほうには非常に立派な対応マニュアルがあるということを府の教育長はおっしゃいまして、そして、マニュアルばかりが立派であっても、その活用がなされなければ何もならないんだということを言っております、まさにそのとおりだと、私自身は思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） おっしゃるように、最後はやっぱり人間の問題ということは、私も十分に理解をしておりますが、多くの自治体で、そういうマニュアルをつくっているということは、それなりの必要があると、京都府の中でもマニュアルはないというふうに答えたのは、10の教育委員会です。そこはこれ以上、まだ、それに倍もいませんが、16の教育員会は一応、独自のマニュアルを持っているというふうに書いております。対応そのものは、確かに教育長のおっしゃるとおりですけれども、先ほど言いました、うまいことと言っちゃ言い方、悪いんですが、教育委員会の情報の公開というか、新聞の使い方というのか、そういう部分が、恐らく一般の人が見ると、ああないのか、それなら対応どうなんだろうというふうに思われます。やっぱりあると、先ほど言いましたように、それを使う者によって、それが使えてなかったら意味がないんですが、あるとなると、やっぱりないよりあったほうがいいのかないかなという感じを一般の人は、その新聞を見て思うと思います。

そういう部分がありますので、必ずしもつくってくださいとは言いませんが、特に、その対応に当たる先生の指導は、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、僕が先ほど言ひましたNHKの中で文科大臣と対話をしている中で、最近の若い教師は、なかなか先輩の先生に相談したり、それから、上司に相談したりせずに、自分の中に抱え込む者が多くて、これがいじめの対応をおくらせる原因になっているというような発言もありました。この町で与謝野町での新任、もしくは2～3年の教師に対する、そういう部分の教育といひますか、講習といひますか、そういうものはどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。先ほどの対応マニュアルの件に関してですけれども、もう少しつけ足しをさせていただきます。私はマニュアルもさることながら、やはり先ほど委員長が答弁の中で申しましたように、やはり個々の教員の感覚を磨くこと、それが大切だと思ひしております。これは広く人権教育におきまして、これはそのとおりでございます、そのためには何よりも研

修をすること、その研修の機会をふやすことが、私は大切だと、そのよう思いますし、事あるごとに、やはり喚起、いじめに対する意識を喚起してもらうために校園長会でも校長等をお願いしているわけでございます。

それから、次に、若い教員の研修につきましては、特に法律で決められております初任者研修が1年間にわたり行われるわけですし、それもちよっと過剰になり過ぎるという反省から、今年度からちよっと2年間にわたるような形、1年間で全てを済まさない、2年目に持ち越して研修をやるというふうに変わってきております。その意味で、私は結構なことだと思っておるわけです。何もわからないときに、100何十項目、60項目以上ですか、そんなものをどうして教育活動をやっているながら、研修していくのには、研修させる側がやったやったという口実になるにすぎないと、そのように私はいつも申したわけでございます。

実際には、やはり教員を1年なら1年経過した上で、やはり研修していくのが一番、本人にも身につくものだと、そのように思っております。当教育委員会におきましては、特に昨年度から2年目の教員、3年目の教員、4年目の教員という、そういうふうに分けて、そして、町教育委員会独自の研修もしているところでございます。その中で、やはり同期の教員、やはり仲間意識がございますし、そうした意味でネットワークを広げていくことを取り組んでいるところでございます。それからまた、研修は全てやはり現場で行われるわけでございますので、特に学校において孤立しないようにと、問題を自分で抱え込まないように、それぞれやはり校長、教頭、あるいは教務主任、学年主任等、また、同僚が目配りしながら孤立しないように、各問題を抱え込まないように、そうした風通しのいい職場づくりということをするように指導しているところでございます。以上です。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 内部では、いろいろとご苦勞をされているということは、今、お尋ねしてよくわかったんですが、こういうことも、やはり教育委員会の情報公開をしていく中で、こういうこともやっておると、こういうこともやってきたというようなことをホームページから、もしくは教育委員会のホームページをつくって、その中からでも見えるようにしておければ、まず、新聞記者というのは、そういうところから目をつけていきます、そういうことを考えると、ぜひ先ほどからも言いましたが、そういう部分を充実してやっていただきたいと、このように思います。

それから、次に、不祥事の、謝罪の広報についてお尋ねします。これは町長と両方からお尋ねしたかったんですが、今回、町長がおられませんので、教育委員会にお尋ねしますが、先ほど、今回の不祥事の責任は教育委員会にあるというふうにおっしゃいました。責任が教育委員会にあるという認識を持っておられるのでしたらですね、まず、記者会見の席で教育委員会が謝罪をすべきでなかったのか、大津は市が大きいですけども、ほとんど教育委員会が、最初は対応をしまして、市が訴訟を起こされたので、それで市長が出てきて、いろんなことをやるという、こういう、こういう形になっていきました。そういうわけで、仮に町長も出て謝罪をするにしても、私は教育委員会から先に謝罪するべきではなかったかなと、このように思います。

また、全員協議会もそうでした。KYTの放送も、そのようでした。私は放送は見ていませんが、そうだったというふう聞いております。このことについて、どのように思っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。原則としては、議員、仰せのとおり、やはり教育委員会が会見を開いて謝罪を行うのが順当であります。しかしながら、与謝野町のような小規模の団体では制度どおりにはっきりと線を引いていくというのも無理があるのではないかと、そのように思います。与謝野町の、広い意味では与謝野町の職員でございますので、与謝野町の職員が起こした問題なのに、なぜ町長が顔を出さないんだという、そうしたようなことにもなりかねません。そのようなことで今回の場合は、統括する教育委員会も出席してのスタイルということになりました。記者会見でも教育委員会として、やはりおわびはさせてもらったことも事実でございます。全員協議会でも教育委員会としてもおわびを申し上げたところでございます。いずれにいたしましても、このような不祥事がたびたび起こってもらうことは困るわけでございますけど、今後には、議員ご指摘の点につきましては課題とさせていただきたいと、そのように思っております。

これが生きないことを願っております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 私は順番のことを言っているのですが、これはどうしてされたのかなということを町長にもお尋ねしたかったんですが、きょうはおられませんので、それはおいておきます。

これ与謝野の9月号です。この中で町長、このページで、この部分でおわびの文章を載せておられます。教育委員会は1ページ、教育委員会の記事が載っております。どこにもおわびが書いてありません。少なくとも何か書くべきじゃなかったかなというふうに私は思うんですが、この点はいかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。教育委員会のほうは広報の求めに応じまして、二通りのおわびの原稿は出さしてもらいました。一つは、私の名前、それから、もう一つは委員長と私との連名の、いわゆる教育委員会としての、文面は同じですけど、そのような原稿は求めに応じて出さしてもらっております。記者会見、それから全協でも読み上げさせてもらった、それでございます。そこから先につきましては、私らの関知するところではございませんので、答弁は控えさせていただきます。以上です。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） これは「よさの」の編集のほうで、そういうふうになっているという、そういうことですね。

副町長、そういうことですか、その点についてご答弁お願いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今の町報の謝罪の文章の話でございます。今回の事件が発覚いたしましたのが8月もうぎりぎり、下旬でありました。ばたばたとしながら対応する中で目前に迫ってます町報の中でも、町民の皆さんにおわびを申し上げたいということで、急遽、今、議員がおっしゃいました、そのスペースを捻出しておわびの文章を登載させていただいたということでもあります。先ほど来、教育長が申し上げますように、まず、第一義的には教育委員会の責任ということからいいますと、例えば、町長と教育委員会の連名で、その謝罪文を登載するとかいうこともあったかもしれませんが、ばたばたする中での判断でありましたので、そこまで思いが至らなかつ

たということでご了解がいただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 言おうかなと思ったことを先に言われてしまいましたけども、僕は連名でもよかったんじゃないかなという、これを見て、そういうふうに感じております。本当に何度も、こんなことがあっては困るんですが、よく今後には、こういうことを考えていただきたいと、このように思います。

それから、これは過日、教育委員会の傍聴に行かせていただきました。その中で、少し私が不審に思うことがありました。そのことについてお尋ねをいたします。全員協議会で糸井議員さんが、今回の不祥事について外部の者を入れての調査をするのかという質問があったと思います。それを受けて町長は確たることは言われなかったというふうに、私は認識しております。その上で、会議を傍聴しておりますと、ある委員さんが収賄事件については町長は第三者委員会を立ち上げて調査をするというようなことをおっしゃったようですが、私たちが第三者であるという発言がありました。そのときに、ほかの委員から特に異論はなく、ちょうど教育長は、私がちょうど裏なんで、よく聞き取れなかったんですが、たしか行政と議会のようなものだというような話をされたと思うんですが、そうなんでしょうか。私は、教育委員会は、いわゆる教育行政について、全てに責任を持ってもらう当事者だというふうに認識しているんですが、この点について、いかがお考えか、お尋ねをいたします。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えいたします。まずちょっと長くなるかもわかりませんが、一般に教育委員会と言われているものにつきましては、よくお聞き願いたいんですけど、狭い意味では5人の委員が教育委員会、それから、事務局を持っております。教育委員会事務局がございます。だから、広く一般に皆様方は、広い意味で教育委員会といいますと、その5人の委員さんの合議制の会と、それから、その今度は事務局を一まとめにして、広い意味で教育委員会というふうにおっしゃっているわけなんです。わかりにくいと言われたらわかりにくいかもしれませんが、まずそれを押さえていただきたいと思います。そうしますと、これは大津市の場合でもそうなんです。結局、事務局対教育委員ということになるんです。そうしますと教育委員さんは、事務局の執行状況、行政、それをやはりチェックする立場にもあるわけなんです。当然、与謝野町なら与謝野町の教育全般に対する方針だとか施策とか、そうしたのも企画立案したりしていくわけですが、対事務局との関係におきますと、やはりその議会の皆さんが町の行政側をチェックすると同じような立場にあるわけなんです。事務局に対して、それをおっしゃられたわけです。

だから、その意味では第三者的な立場であるということは間違いではありません。私が、そのときに、議員さんと同じような立場ですと言ったのは、そのときです。いわゆる教育委員会事務局の職員が起こした不祥事ですので、だから、委員さんにしてみれば、やはり事務局を、これがある意味では追求することはできるわけです。そして、やはり教育委員さんとしても、その調査をしていきたいという、そういうことが出てくるのは、これは当然でございます。その意味で、私たちだって、第三者の立場だということをおっしゃったのは、私は間違いではないと、そのように思っております。以上です。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 教育長のおっしゃることは教育委員会の中では、そうかもしれませんが、それは議会は、行政の中で、第三者ということをお我々が果たして言った場合に、それが通用するのでしょうか。それは議長に聞かんと、何とも返事が出てこんのですけども。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。第三者という言葉がちょっとね、知らぬ存ぜぬという、まさに傍観者のようにとられる恐れがありますので、そういう意味ではございません。議員さんたちは、よくおっしゃいますように、私たちは町民の代表だと、町民からのやつだというように、私は同じだと、教育委員と言えども同じでございます。

特に教育委員は名誉職だと言われて非難される、それから、国のほうも改正していきまして、必ず、その保護者、親権者である者を委員に入れるようにという、そういう指導をしてきておりますので、やはりそれは一市民の立場、それから、チェックしていく必要があるわけです。そういう意味では議員の皆様方が町民の代表として行政をチェックしていくのには、私は通底するものだと、そのように思っております。以上です。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 少し思いがやはり違うようだと思います。どこまでいっても水かけになるかもわかりませんが、議会は、いわゆる行政と議会と一体で町のことを決めていくわけで、町だけが決めるわけでも、議会だけが決めるわけでも、決めたことについては、議員も責任を負ってやっていかなければならない。今度の不祥事でも、これからですけれども、議会もいろんなことに、このことに入っていかなければならないと、こういう形になっております。

当然、教育委員も、その中では、そして、いろんなことを追求したり調査をしたり、されるでしょう。であるから、それは僕は当事者であると、このように思っておるわけです。これは論争になるので、どこまでいっても済まんと思うんですけれども。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。どこに責任があるかという第1問の質問の中で、委員長が教育委員会にあるということをお答えしました。だから、先ほど申しましたように、狭義の教育委員会と、広い意味での皆さん方が言うておられる教育委員会と、広い意味で教育委員会に、やはり責任があるわけです。その点は食い違ってないと思っております。議員の認識と、何も責任がないとか、そういうことを言っているわけではございません。第1問の質問で委員長が答えましたとおり、教育委員会、広い意味での教育委員会という意味も含めて、責任があるということは、これは間違いありません。以上です。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） この問題、幾らやっても結果が出ないよう気がします。ただ、この問題は本当は言わなかったほうがよかったかなと思ったりするんですが、それでもやっぱり教育委員に、それなりの自覚が持っていただけたらなというような思いで、私は言うております。非難をしようとか、そういうつもりで言うているんではありませんので、その部分は理解をお願いしたいと思います。これで質問を終わります。

議長（赤松孝一） これで、塩見晋議員の一般質問を終わります。

それでは、45分まで休憩をいたします。

(休憩 午前10時34分)

(再開 午前10時45分)

議長(赤松孝一) ご着席、お願いいたします。

次に、15番、勢旗毅議員の一般質問を許します。

15番、勢旗議員。

15番(勢旗 毅) それでは、平成24年9月第47回定例議会におきまして、ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告しております3点について質問をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

第1点目の質問は双峰公園に指定管理者の公募をしてはということ、質問をいたします。去る9月16日には第7回大江山登山マラソン大会が開催され、全国から多くのランナーを迎えまして、双峰公園にもエイドステーションを設置があったわけですが、大成功をおさめることができた、登山マラソン大会の関係者の皆さんに心から敬意を表するものであります。

私も、このエイドステーションで、要員として給水をしておりましたが、双峰公園もすばらしい天候の中で加悦谷を一望した自然を満喫していただくことができた喜んでおります。

平成19年8月に丹後天橋立大江山は国立公園に準ずる景勝地として自然公園法に基づく国定公園として指定をされました。これは我が町にある大江山にとって大きな意義があると考えておりますし、もともと大江山は小学唱歌に歌われたことや、小式部内侍が「大江山、生野の道は遠ければ」と詠んだ歌は百人一首に入っていることや、あるいは鬼退治の伝説によって日本国中に知られた山であります。

昭和30年代、与謝峠から大江山を縦貫する観光道路が計画されたことから、地元主導で開発したいとの、そういった思いがありまして50年余りに積雪のシーズンを中心に地元小学校の古い校舎を活用してスキー小屋として開かれたことに端を発しています。ちょうど大江山の歌の歌詞にあるような、草原に牛が遊び、与謝牛の産地として、その拠点であったと、このように思っております。その後、丹後地方に働く3,000人もの労働者の憩いの施設として雇用促進事業団や農林水産省の支援のもとに約9億円余りが投じられて、開設以来、来年で30年を迎えますが、時代が変化したことや近隣に類似の施設がふえたこと等で非常に厳しい経営になっておまして、今日になってきています。幸い、町においては、変わらずの運営の方向を出していただいておりますが、これまでの質問の中で回答をいただいておりますのは、ハードよりソフトに重点を置いた事業展開をしたいと、担当課には公園のあるべき姿のリニューアル計画をつくらせたいとのことでもあります。しかし、その質問から2年たちましたが、まだ、その方向は示されておられません。これまで、いろいろな人の意見を求めてきましたが、地元にも与謝野町内にも、この双峰公園を生き返らせる絵がかける人はないのではないかと感じております。最近の双峰公園は町の努力によりまして適切に管理していただいている。このことでは安心しておりますけれども、町ができるのは、この辺までではないかと感じておりますし、地元にも残念ながら、その力を持っていません。大江山は詳しく見ていくと兵庫県播磨灘に河口を開く、加古川流域をさかのぼり氷上町にあります中央分水界を超えて、ここで接する北流河川の由良川を下っていく低地帯ルート、こういったことで北の海、日本海と南の海、瀬戸内海とをつなぐ低地帯、氷上回廊と聞いて

おりまして、大江山は、このルートの上であり、この植物は暖地性の植物が多数見られることが、これまでの調査で明らかになっています。

そこでお伺いしますのは、一つには大江山探しょうの基地として、この双峰公園を生かせる組織や法人に運営を委託することで新しい道をつけることができるのではないかと考えておりますが、これについてのお考えをお聞かせをいただきたい。この双峰公園も自然をテーマにすることで新しい展望が開けると、このように考えております。自然の中での施設の指定管理は大変ですけれども、幸い今なら食堂も使えますし、あいた施設の活用が可能であります。地元も座して死を待つことはできないと、このような意見が多数であります。何とか新しい発展方向が見つかるように京都府とも連携しながらご検討をいただくようお願いをいたします。

二つには、これまで当町から答弁のありましたソフトをベースにしたリニューアルが期待できるのかどうか、本当に検討をいただいているのかどうかについてお伺いをいたします。

2点目の質問に入ります。カーボン・オフセット制度の導入についてであります。与謝野町は合併以来、菜の花プロジェクトに代表される環境への取り組みと、環境に負荷をかけない農林業を大きな課題として取り組みが進められてきました。今から15年前、京都市で第3回気候変動枠組条約締約国会議COP3が開かれ、この会議で議決されたのが京都議定書ですが、あれから15年、異常気象と生態系への影響はより顕著な形で感じるようになってきました。その成果は、日暮れて道遠しの感がありますが、ここにきて第1期の目標年次も、今年度までだと、このように思っておりますし温室効果ガスの排出量と吸収量をバランスさせる大切が各国で叫ばれるようになってきました。我が国でも、その一つの方法として企業が削減し切れない二酸化炭素、CO₂について平成20年から24年度までのCO₂の平均排出量が、平成2年当時の排出量と比べて6%を削減できるような目標でいきたいと思いますというのが、この京都議定書の内容ですが、その排出量は逆に上回ってきていると、このように言われております。

この具体的な計画の中で、この6%のうち3.6%を森林の間伐など、そういった森林整備で減らしましょうと、こういう内容だと聞いております。これを受けまして、カーボン・オフセット事業を活用する仕組みが示されております。いろいろ種類がありますが、企業が削減し切れないCO₂について、これの削減を、投資あるいは相殺する制度が生まれ、発生してしまったCO₂を森林や森林保護事業等によって直接的、間接的に吸収しようとする考え方、この減らし切れなかった削減、減らすことができなかった排出量、これに見合った次世代のクリーンエネルギーに変換するとか、今回、提案をいたします町内の森林整備といった種々のCO₂の削減活動に企業が投資することで、これを埋め合わせるという考え方でありまして、考え方を実現させるために森林整備によって吸収できるCO₂の量を客観的に数値化することですが、そのため環境省は間伐や植林など、さまざまなプロジェクトによりまして、実現可能となったCO₂排出量削減、吸収量をオフセット・クレジットとして認証する制度をつくっております。

木の樹齢でありますとか、プロジェクトにも、いろんなタイプがありますが、森林組合とのタイアップの問題もあります。例えば、間伐を例にとりますと、間伐して切り倒された木のことがなく、切り倒された周りの木々が間伐されることによって大変日当たりがよくなり、日照条件がよくなることで生育が促進され、その中でCO₂の吸収力が上がっていくという考え方でありまして。私は3年前から取り組んでおります兵庫県の朝来市で話を聞いてまいりました。ここでも

市全体の山林を対象ということではございませんけれども、試行造林地のみを対象としているということで、既にノーリツ株式会社と年間CO₂、700トンの契約がされており、このように聞いてまいりました。また、神戸市のみならず銀行が定期預金として150億円を目標に設定し、発売、完売されたと聞いております。本町の場合は1,000ヘクタールを超える水源林に加えて、町行造林があります。幸い太田町長は森林組合、水源林造成協議会にも要職についておられます。この議会でもCO₂の削減についても意見が出されていますが、単に庁舎内の削減にとどまらず、森林を使いながらCO₂の削減が可能になり、しかも財政にも寄与することができるなら、さらに山づくりへの投資が可能であると考えています。

既に、朝来市は、これまでに2,221トンをクレジット化したと聞いています。その価格はトン当たり3,500円から6,000円とも聞いていますので、厳しい財政の中で十分検討するに値すると、このように考えておられて、積極的に研究をして取り組んでもらう必要があると思っています。ただ、水源林造成地も40年近くたった木が多いことで、環境庁の計算式に当てはめて具体的に検討をお願いする必要があると思っています。このCO₂の価格というものが市場価格であることから、常に変動する要素はあり、こういうことでございますが、副町長のご所見をお願いいたします。

3点目の質問は臨時職員の権利についてお伺いをいたします。9月10日の今議会初日に議案第79号で与謝野町職員懲戒審査委員会の同意案件が出されたことで、このように最高幹部が申し出る機関さえあるのに、今、職場で頑張らせていただいている臨時職員が一旦、労働条件等について異議があっても、現在の制度では全く申し出る機関がないことから事実関係を明らかにすることで、安心して働ける職場にしてほしいとの希望でありました。例えば、労働基準監督署に申し出ましても、公務についているものは対象外であります。町の公平委員会も一般職員に限られておりますし、訴訟を起こすしか救済の道はありません。私はかねてより臨時職員の処遇の改善について要望してまいりましたが、残念ながら町は臨時職員の方々への対応については十分進んでいると、このようには思っておりませんし、改善とはほど遠く、極端な話、旧町では嘱託職員の身分であった者が新町では時間単価を上げて遜色がないようにすると説明のもとに、全て臨時職員になり、結果は賃金もさることながら、一旦、事が起きた場合、法的救済の道から抜け落ちるといった決定的な格差があることが現実であります。これを他の市町村ではどう改善をしているのか、このことから先進地として愛知県の高浜市総合サービスや京丹後市総合サービス会社も視察、このように別会社で派遣をされて働くほうが、働く人にとってはプラスなんではないかと、こういうことで、単に金額だけの問題ではなしに申し上げてまいりましたが、これもなかなか理解を得る段階に至らず今日に至っております。

今回の件は、平成21年10月1日に現業職にあった臨時職員に懲戒解雇が言い渡された件であります。しかし、本人から事情を聞きますと、どうしても理解がしにくい点があります。この場合の扱いについてお伺いをしておきたいと思っております。

平成21年4月1日に6カ月の辞令が通常、発令をされており、今回の場合も発令をされているわけですが、それで9月30日で、正確には雇いどめになっても仕方がないと、このように思っております。しかし、それが10月1日になって懲戒解雇の辞令が発令をされています。そもそも懲戒解雇とは、どういうことでしょうか。懲戒解雇とは事業主が労働者の責めに帰すべき理由

で解雇することで、重責解雇とも言われ、通常は再就職の大きな障害になることから、働く者にとっては極刑であります。懲戒解雇の理由としては長期の無断欠勤、会社の金品の横領、職務、会計上での不正、飲酒運転等の重大事故や交通違反、故意または過失で業務を妨害し損害を発生させた場合、犯罪、その他、法令に抵触する行為で逮捕や起訴された場合が該当すると言われております。一般職員であれば懲戒免職処分であります。今回のケースも、その内容について訴訟になりましたが、自分の意見を言い、みずから自己主張が強いと、こういう場合に、臨時職員の場合は身分を失うところまで追い詰められると、こういった例なんではないかなと、このように思っております。

しかも、この10月1日という日に懲戒辞令が出されたところに大きな意味があると思っております。通常、懲戒解雇とは本当に新聞に出るような悪いことをしたとか、事件を起こしたとかいう場合に相当しまして、こんなことをすると、こういうことになりまして、このような見せしめの効果としての処分性がありますが、そうでもなく、担当課は、その該当者に対しまして、次の人を雇うにしても、すぐには見つからないし、もう1カ月来てくれと、こういつて1カ月、本人は職場についているわけです。全く理解ができない。しかし、このような処分を示しながら、その上司や上席吏員は全く処分もない、処分を受けていないと、こういうことでございます。3年勤めようが、10年勤めようが、排除の論理で、もうこんな職員は困るなということになりますと、もうこれは徹底的にですね、そういうところに追い込まれていくという例ではないかと思っておりますが、懲戒解雇処分を受けると、次に就職する場合の履歴書の賞罰欄に記載しなければなりません。単に一人の問題ではなく、家族も含めて名誉にかかわる問題であります。しかも懲戒解雇をするようなケースにかかわらず、その上側は全く1回も接触することなく、理由を聞くこともなく、実際に副町長が呼び出して辞令を渡されていると聞いています。一般的には考えられないと、このように思っております。

今回の場合は、一般廃棄物以外の廃棄物の搬入を認めたとのことであります。聞きますと、上席吏員も、その場にいながらですね、そして通行をさせて、そして、それを問題があると、こういうふうに言われたと、こういうふうには本人は言うておりますけれども、非常に難しいケースだったかなと思います。裁判に出された伝票類を、私も、その後ですね、精査をさせていただきましたけれども、ほとんど自己判断と言われておりますが、ほとんどこれは担当課に聞いてですね、オーケーだということでやったんだと、こういうことを言うておるわけでございます。そこで副町長にお尋ねをいたしますのは、この1点目としまして、なぜ、この9月30日で雇いどめにするという穏便な方法がとれなかったのかなと、このように思っております。

それから、2点目にはですね、懲戒解雇の意味をですね、これはもう町の側が十分理解されておったのかなと、まことに失礼な話ですけども、辞令が交付されてからですね、また、1カ月も勤めさせると、どうも、ここところが、私には理解ができない。

それから、3点目には、この施設が早く埋まることで大変な損失になると、こういうことになっておりますけれども、一体全体として、最終処分場に搬入される一般廃棄物の割合というのを、どのように認識をされているのかなと、この町も今、臨時職員の多くの方によって実際の行政が支えられていると、こういった状況にあると思っております。二度と、このようなことが起きないように、働く人の権利が守れるように、私は改善をしていただきたいなど、このように思っております。

おります。あすも勤められると安心して、また、喜んで働けるような職場づくりの指導と努力をお願いをいたしたいと、このように思いまして、1回目の質問を終わります。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 勢旗議員からは太田町長へのご質問として、通告をされておりますが、議員の皆様もご承知のとおり、太田町長におきましては、事故によりまして現在、入院加療中で、答弁をさせていただくことができません。議長のお許しをいただいておりますので、私から町長の考えをかわってお答えすることをお許しいただきたいと存じます。

なお、今定例会においては、他の議員への答弁も同様にお許しをいただきたいと存じます。

それでは、勢旗議員の一番目、双峰公園に指定管理者の公募をにつきましてお答えいたします。

ご質問にもありますとおり加悦双峰公園は、開園以来約30年が経過しておりますが、旧加悦町時代に多額の投資をされ、地域の皆様のご理解とご協力により今日に至っております。現在は、施設の老朽化等により施設の一部を利用中止にしており、自然の猛威の中で、毎年のようにシーズンごとの施設修繕が必要となり、今後の施設維持経費ははかり知れない状況になるものと考えられ、また、来園者も年々減少の傾向にあり、平成18年度の住込み管理人の退職を契機に、今後の管理体制や維持管理費などを勘案し、平成19年度より現在の体制で運営をいたしております。今後の施設のあり方につきましては、レジャーという面よりも、自然を求めて来園される方を大切にしたい環境を保つことを考えておまして、一定耐用年数が経過しました施設で、その修繕などに多額の経費を要するものについては、撤去、廃棄していかざるを得ないものと考えております。

したがって、人工的なものではなく、大江山のありのままの自然を感じていただけるような施設活用を基本に施設の管理、運営を行ってまいりたいと考えております。

自然を生かす立場での指定管理者を広く公募できないかのご質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、施設の老朽化も激しく指定管理者制度に移行するに当たり、施設の修繕に多額の費用をかけなければならない状況でありますので、指定管理者制度の導入につきましては非現実的だと考えております。また、議員のおっしゃるとおり、地元や町に自然や植生に詳しい指導者などが見つからないのも現実でございます。この点につきましては、担当課に対応の検討を進めるよう指示をしたいと考えております。

2番目のカーボン・オフセット制度の導入を検討する時期ではについて、お答えをします。

議員ご指摘のとおり、世界規模で地球温暖化が叫ばれる中で、地球温暖化という課題を解決するためには、社会全体で長期的に、かつ効果的に温室効果ガスの排出削減に努め、一日も早く低炭素社会を構築することが肝要でございます。そのためには、私たちの日常生活をはじめ行政や企業など社会の構成員全てが、主体的にみずから排出したCO₂の排出削減に向けて努力をしなければなりません。このような中で、議員御提案のカーボン・オフセット制度は、環境省が平成20年11月に創設した制度で、私たちが日常生活や経済活動で排出したCO₂を削減したり、吸収するためのプロジェクトを行う事業者に、必要な資金を還流させるというもので、具体的には削減や吸収のためのプロジェクトを行う事業者が負担した資金をクレジットとして認証し、CO₂を排出する私たちや企業が、このクレジットを購入することで、自分たちの努力で削減し切れなかったCO₂削減量を、このクレジットで埋め合わせする、いわゆるオフセット、相殺する

というものでございます。

この制度により、企業などは、カーボン・オフセットに要するコストをあらかじめ認識することで、そのコストを節約するため、より一層排出削減のための努力をしようとしています。それでも削減できなかった場合は、オフセット・クレジットを購入して埋め合わせをします。こうした取り組みを社会全体に広めることで、地球温暖化の防止に役立てようとするものでございます。

この制度を与謝野町で考えるなら、総面積の76%を森林が占め、森林資源も豊富な町の特徴を生かして、木質バイオマスの利活用や、間伐等の森林管理などで実現されたCO₂の排出削減量や吸収量を、カーボン・オフセットに用いるクレジットとして認証するという方法がございません。また、京の豆っこ米などの循環型農業を推進する当町におきまして、例年春に行っております「浅水代かき」で今年度、既に実施しましたように、稲作に必要な農機具の燃料として、化石燃料の軽油のかわりに、バイオディーゼル燃料を利用することでCO₂の排出を抑制することができ、この仕組みをクレジットとして付加して販売することで、このクレジットを購入した人は、その分のCO₂をオフセットすることができるという仕組みづくりをする取り組みも考えられます。

いずれにいたしましても、本町において、どのような取り組みが可能で、実現性があるか、検証をしながら、また、事業者や住民の皆さんにもカーボン・オフセットの取り組みへの理解や協力をお願いしながら進めていく必要があるというふうに考えております。

3番目、臨時職員の権利を本当に守る姿勢があるかについてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、平成21年度に臨時職員1人を懲戒解雇処分いたしております。議員の皆様方も既にご承知いただいておりますが、当該臨時職員は、当時、町内最終処分場に勤務しておりました。そのような中で、再三にわたり上司などから指導や注意を受けていたにもかかわらず、受け入れてはいけない廃棄物を受け入れていたため、戒告を行いました。その後、当該職員に対して、改めて搬入してはいけない廃棄物等の講習を実施し、徹底した指導を行いました。それでもなお是正されなかったため、与謝野町臨時職員就業規則第9条に規定する遵守事項に違反する重大な行為があったものとして、同規則第33条第2項第7号の規定により懲戒解雇処分を行ったものでございまして、その後、当該職員は、この処分を不服として京都地方裁判所へ懲戒解雇処分取消等を請求し提訴、司法の場で争うこととなりました。

2年余りの裁判となりましたが、結果的に町の主張が認められ、勝訴となりました。ご質問の趣旨は、現在、町の臨時職員として働いておられる方々に安心を与えるために、町の考えはどのこととございますが、与謝野町臨時職員就業規則の第2条に、町は職員に対して、この規則に定める勤務条件を保障する責任を負い、職員は、この規則を遵守し、かつ誠実に勤務する義務を負うと規定しておりまして、一言で申し上げるならば、この就業規則を臨時職員の皆さんにきちんと遵守していただくことで、臨時職員の皆さんの権利は守られるということとございます。このことにより安心して働いていただけるものと思っております。ご理解を賜りたいと存じます。

なお、議員からは個別に、9月30日までの雇いどめが、なぜできなかったのか、あるいは懲戒解雇処分の理由の説明が不十分ではないか等々、ご質問がございました。しかしながら、これらは、この間の裁判の中で町の言い分が裁判所のほうで十分認識をされ、結果、先ほど申し上げましたように、町側の勝訴ということになったものでございます。

以上で、勢旗議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） はい、ありがとうございました。それでは、少し質問をさせていただきたいと思っております。双峰公園につきましては、副町長おっしゃるように、自然を大切にしたい取り組みをしたいと、こういうことですね、誘客できるようにしたいと、こういうことでございます。施設を、これから整備するというのは、私は非常に難しいんじゃないかと思うんですが、そうありますと、今あそこの双峰公園の中には、以前は牛が遊んでいたものですから、昔は、草はです、木が生えるということはなかったんですよ。ところが、あれから数十年たちまして、もう木がかなり茂ってまいりました。こういった分については、私はちょっと手を入れないかんのではないかなという気がしておるんですが、そのところはどう思われますか。

それと、やはり京都府の指導を受けることが、私は大事だと、山ということですから、その辺のこととあわせて副町長のお考えをお聞かせください。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 双峰公園に関しまして、1点は、以前は生えていなかったような雑木といいますか、木が生えている状況があるということと、もう1点は、すみません、どういったことございましたか。

1 5 番（勢旗 毅） ごめんなさい。京都府の指導を私は受ける必要があるんじゃないかなと、あそこを整備していく上ではと、こういうように思っているんですが、そのところはどうかと、こういうことです。

副 町 長（堀口卓也） 私もつい最近、双峰公園、大変申しわけないんですが、上がったことはございません。以前なら草が生えておったような、その区画が、もう木が茂っておって大変な状況があるということでございますが、その辺は、できる管理はさせていただいておると思うんですが、商工観光課長から今の状況や考え方、少し説明をさせていただきたいと思います。

それから、京都府の指導を仰ぐことも必要ではないかというご質問ですが、あそこに双峰公園のあいった施設があるということは、京都府も十分認識をさせていただいていますし、議員がおっしゃいましたように、国定公園に指定をされる中で、あそこの活用も大変重要な課題であるということは京都府も認識をさせていただいておりますので、また、京都府のほうとも、そういったあそこの活用の話、振興局のほうとも、また、相談もさせていただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 私のほうからもお答えをさせていただきます。議員におかれましても、地元の区長としても双峰公園にはよく足を運んでいただいております、その状況については、よくご存じというふうに私も思っております。私も商工観光課にまいりましてから双峰公園のほうには上がらせていただいております、確かに木々が結構生い茂っているなというふうには理解をさせていただいております。それから、施設の中で、過去にはスーパースライダー、また、モノレーター等もございまして、その周辺の木々につきましては、管理をしております臨時職員のほうで伐採を行いまして、一定整理はさせていただいておりますが、公園全体、また、山全体等の関係につきましては議員、おっしゃいますとおり京都府の指導も受けたいなというふうには思っております。担当のほうも施設が老朽化しておりますのと、春には大風が吹いて屋根の一部が飛

んでいく、また、炊事棟の屋根が飛んでいく、冬場の積雪では下屋が折れるというような、非常に老朽化に加えて近年の激しい自然の中で頑張っただけで絶えておりますけれども、老朽化が激しく、私どもといたしましては、そっちの小修繕といいますか、補修にかなり手をとられている状況でございますけれども、今後につきましては自然を生かした形での大江山のよさを知っていただく直近の施設として維持管理をしていきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） その自然を生かすということの中で、やはり以前の牧場のような雰囲気が壊れてきつつあるということで、灌木が非常に茂ってきたということで、その点もどうかと思ってお尋ねをしたということでございます。それから、もう一つはですね、あそこが、まだ、以前の大江山憩いの広場ということでの名前を使っている部分と、それから、加悦双峰公園という名で出ている部分とですね、非常に紛らわしい部分がございます、おいでいただく方にもですね、そういった点で、いろいろご迷惑をかけている点があります。だから、ホームページも含めてですね、1回、やはり総点検をしていただきたいなど、こんなふうに思っておりますが、そのところはどうか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 施設の名称が古いものと新しいものというふうなことでございますけれども、気がつきました部分については順次、変更しておりますつもりでございますが、中には雑誌等で古い名称等をお使いいただいている雑誌等もございまして、その部分ではわかりましたときに、その雑誌の発行元なんかにも連絡をさせていただいて、変更をお世話になっておりますが、町のホームページ等でも、もし不備がございましたから、順次修正を加えているところでございまして、また、ご指導をお願いいたします。

議 長（赤松孝一） ここで皆さんにお願いしておきますが、町長不在の関係上、今のように課長、または違う方に答弁を許可することがございますので、理事者の皆さんも議員の皆さんもご理解のほど、よろしくお願いいたします。

勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） 地元も、あそこに10万平米の土地を町に使っていただいておりますと、こういうことでございまして、何とかうまく使ってほしいと、地元も、それに協力をさせていただくことはやぶさかではございませんので、ひとつ今後とも十分相談をしながら進めていくということで、よろしくお願いいたしますと思っております。

2点目の質問でございますが、このカーボン・オフセットの件につきましては、私も、朝来市に行くまでは、そんなふうには思っていなかったんです。よその国の話みたいに聞いておったんですが、朝来市が実際に、これを会社と契約をして、これが一つの金になっているということを聞きまして、これはやはりしっかりと勉強をしてもらう必要があるなど、こういうふうには思いました。過日、今の水源林造成協議会の総会が、町長が会長でございますけれども、総会がございまして、地方から見えている方がございまして、この扱いについてお伺いをしましたところ、今のところは、それはもう町のほうでやっていただいたらいいんだと、こういうふうなニュアンスのように受け取りましたので、そうなら町も今1,000ヘクタールから植栽がされている。このところはですね、しっかりと抑えながら、あと町行造林を進めていただいておりますと、そういう

部分についても、私は検討をしていただくことが必要ではないかなと、こういうふうに使っているんですが、そのところはどうか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今、議員がおっしゃいましたように、与謝野町の総面積の76%を森林が占めております。そういった中では木質バイオの利活用とか、間伐等の森林管理なんかでも検討はできますし、また、先ほど申し上げましたように、バイオディーゼル燃料を利活用することなんかでも考えられます。いずれにしても、私も、この間、三重県の大台町であるとか、それから、福岡市の取り組みなんかホームページで勉強させていただきました。それを実際に与謝野町でやっぴいこうとすれば当然のことながら町民のご理解、それから事業者の方のご理解も必要ですし、それから、実際にどういったことが、どういった方法ならできるのか、やはり検証が必要だと思いますので、そういった検証を深めていくということで、まずは取り組んでいきたいと思ひます。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 住民の方々のご理解を得んなんということにはなると思ひますけれども、まず、町が今、管理している分、あるいは水源林の関係での公団が管理している分、そういうものから、これが、どういう取り組みになるのかということ、私は進めていただければいいのではないかなと、あと、いろいろお話がありました豆っこの問題とか、そういったことは、これはまた、次の段階といたしまして、まず、山から、このことをご検討いただきたいと、このようにお願いをしておきたいと思ひます。

それでは、第3点目の質問につきまして、副町長から、いやそれはもう第一審で終わったことだということではあるんですが、私が不思議に思っておりますのは、この今、副町長が言われました、この臨時職員の就業規則ですね、これは例規集に入っていないですね。私、これ探してみたいんですけども、一般の職員が目につれるところに、これが今ないような気がするんですけどね、それで見ようと思っても、なかなかこれ見るのに苦労しましてね、思っておるんで、一つ、この辺は今後、探しておいていただきたいなと思っております。ただ、裁判の中の資料も、私、資料を取り寄せて見たわけですが、裁判長は、一番最後のところで確かに原告の主張のとおり、本件処分に当たって具体的事実の告知がなされたとは認められず、被告の行った調査、手続等は懲戒解雇処分をするに当たっては、相当性を欠いたものであったと言える。このように言いながらも、最終的には、導かれた答えは却下をされたということになっておるように読んだんですけども、常に今後、こういった処分については訴訟リスクがあると、こういうことで私はとらまえていただくことが大事ではないかと思ひますが、そのところ、今、就業規則は、ちょっと後でもよろしいが、もう1点だけ確認をしておきたいと思ひます。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） まず、1点目、臨時職員さんの就業規則、ホームページに掲げておると思ひますが。

15番（勢旗 毅） ない。それから例規集にもない。

副町長（堀口卓也） そういう認識をいたしておりますが、いま一度、調べてみたいと思ひます。

それから、今回、少し踏み込んで、この裁判に至った経過などを答弁させていただきました。

この間の議会での質問の中でも原告をはじめ、また、被告であります町の職員のほとんどが現在も町内に在住、または在籍しております関係から、あまり踏み込んだお答えはさせていただいていませんでした。今回は議員のご質問にお答えをしようとすれば、一定、踏み込んでお答えをせざるを得ないということで答弁をさせていただいたところです。

議員もおっしゃいましたように、また、この間、裁判の中でも、それから顧問弁護士と、いろんな相談をする中でも確かに臨時職員であるか否を問わず、労働者にとって雇用というのは生活の一番の基礎でありますので、非常に慎重の上にも慎重に取り扱わなければならないということは重々認識をいたしたところでもあります。しかしながら、先ほど申し上げましたような手順を踏んで、また、指導を深める中でも一定の改善が見られなく、このままでは大きな重大な問題に発展する可能性があるということで処分をさせていただいたところでもあります。そういった事情、町側の思いをおくみ取りいただきまして、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 先ほど勢旗議員の就業規則の関係です。ご承知だと思うんですけども、あくまでも就業規則は雇い主と、それから雇われる人の関係で、それはお示しするところになっております。一般的に公開ということは例規と同じように、これは義務づけられていないというふうに考えております。

15番（勢旗 毅） はい、終わります。

議長（赤松孝一） これで勢旗毅議員の一般質問を終わります。

次に、12番、多田正成議員の一般質問を許します。

12番、多田議員。

12番（多田正成） それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、47回9月定例会の一般質問をさせていただきます。

まず、1点目は、たび重なる職員の不祥事について公共団体の組織のあり方や管理責任、あるいは入札制度のあり方など、関連する問題について質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目は、加悦算所境から四辻亀山線、要するに商工会に向かって三河内東本線がありまして、三河内大藪団地手前で行きどまりのような道路になっています。それでも、最近、多くの車が通るようになりました。立派な道路だけに宝の持ち腐れにならないよう、より地域の発展と利便性において、道路延長を願うわけですが、延長先には大藪団地がありまして、町営住宅マスタープランの関係もあって、道路の延長だけを語るわけにはいきませんが、そのことも含めて、今後、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

それでは、まず1点目から質問させていただきます。さて、近年、地球規模による天災や人災、異常気象から自然環境の問題、国の領土問題から混迷する国家など、また、地方自治体から地方経済に至るまで大変厳しい環境が続いていまして、そういったことから私たちは自然環境、社会環境に翻弄され、人としての考え方や組織のあり方、人間形成など、何か少しずれているように思えてなりません。テレビ、新聞紙上にも民間はもちろんのこと、大人から子供まで、凶悪犯罪や窃盗事件、集団暴行からいじめ、自殺問題まで、また、公務員から教職員、議員、裁判官、警察官に至るまで、収賄事件からわいせつ行為、さまざまな事件が毎日のように報道されています。

私たちは、ついにそごとのように思いがちですが、決してよそごとではありません。事件は当然、全体から見ればごく一部の人が引き起こしているのには違いありませんが、しかし、人間である以上、一つ間違えば誰でも、その要素を秘めています。そのために人間形成に欠かせない教育や環境ということがあって、まず、家庭教育、学校教育、地域社会での教育といった、それぞれの役割の中で子供たちや人は育っていくわけですが、その中で個々の人間形成に差がつくのも当然のことです。しかし、現代社会の中で人として基本中の基本であります道徳とでも言うのでしょうか。常識や暗黙のルールなど、つまり上下の関係、親子の関係、先輩、後輩、先生と生徒の関係、組織の中での上司、部下の関係など、さまざまですが、人権問題や個人情報法に守られた個人の権利と自由だけを主張するといった民主主義による自由の履き違えとも思える言動や行動が目にする時代となっています。そういった環境から家庭や地域、社会のあり方、また、各団体など、組織のあり方も再検討しなければならない環境になっているように思えてなりません。

さて、今回も職員の不幸事が発覚し、逮捕にまで至りまして、当町にとりましては大変ショックな出来事で、残念きまわりないところではありますが、各関係各位にはそれ以上にショッキングな出来事だったと思います。また、理事者の見えないところでの出来事だけにご苦勞もよくわかるわけですが、しかし、たび重なる不幸事に何か原因があるとするなら、今後のためにお互いに原因を突きとめ議論が必要ではないでしょうか。当然、事件を起こした当事者の責任、資質、人間性の問題であり、個人の責任はもちろんですが、しかし、組織での出来事は個人の責任だけで済まされない何か組織のあり方にも問題があるのではないかと、そういったことも考える必要があるのではないかと思います。町長、あるいは副町長、教育長のお考えはどのように考えておられるのか、ご所見を伺っておきたいと思えます。

私は今回の出来事の責任問題も重要ですが、それだけを追求したいのではなく、今後、このようなことを起こさないためにも、その原因が組織のあり方、上司と部下との信頼関係、入札のあり方や契約のあり方など、個人の問題以外に何かほかに原因があるのではないかと考えますが、ご所見をお聞かせいただきながら質疑をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いをいたします。

次に、2点目に三河内東本線の早期延長を願ってお尋ねいたします。本線は平成8年12月17日に開通いたしました。残念なことに大藪団地手前で行きどまりのような道路になっています。それでも最近、通行量が多くなってきました。せめて商工会本所横に向かって四辻亀山線に接続できれば、地域の発展と利便性や交通量の多い子供たちの危険通学道路の緩和にもつながり、また、ショッピングセンターへのアクセス道路になって、今後の活性化にもつながるのではないかと考えています。しかし、道路の延長先に大藪団地があり、町営住宅マスタープランによる計画も整理しなければ道路の延長もできない状況であります。まず、町営住宅マスタープランは現在、どのようにお考えか、そのことも含め今後の計画、進め方、あるいは今後の考えをお尋ねして1回目の質問とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 私からお答えをさせていただきたいと思えます。多田議員の一番目のご質問、組織の考え方と管理責任を問うにつきましてですが、初めに前段の与謝野町職員のたび重なる不祥

事に対し、本人はもちろんのこと、理事者側の雇用責任、管理責任は重いと指摘されているが、二度と、このようなことを起こさせない、起こさないためにも、再発防止に今後どの様に取り組みられるのかについて、お答えをしたいと思います。

このたびは、教育委員会職員が公募型プロポーザル入札におきまして、収賄の容疑で逮捕起訴されるという事件を起こしましたことにつきまして、町民の皆さんに行政に対する不信を招く事態を引き起こし、かつ多大なご迷惑とご心配をおかけしましたこと、改めまして心からおわびを申し上げます。

平成19年の当時の加悦地域振興課職員の不祥事を受け、その再発防止に取り組み、節目節目で、全職員に対して、公正公平な職務の徹底について訓令を発令し、さらに、当然のことではありますが、毎年、夏季と年末に贈答品や接待を受けることの禁止の徹底について訓令を発令し、問題の発生を未然に防ぐために、意識の啓発と注意喚起を行ってまいりました。そのような中で、今回の不祥事が起きましたことは、議員ご指摘のとおり、不祥事を起こしました本人はもちろんのこと、私も理事者の責任も、当然、重く受けとめております。

今後につきましては、第三者を含めた委員会等を設置し、その原因等を究明し、その結果に基づいて再発防止策を立て、全職員とともに二度とこのような不祥事を起こさせない、起こさないよう、再発防止の取り組みを進め、町民の皆様の信頼を取り戻してまいりたいと思っております。

議員からは具体的に4点の質問をいただいておりますが、まず1点目、入札制度について競争性の原理を生かせないのかについてお答えをさせていただきます。当町の入札制度では、工事の場合、予定価格及び最低制限価格を事前公表としておりますが、業者が入札に臨むに当たり、受注しようかと判断する上で、積算が必須であることは言うまでもなく、当然のことだと考えておりますし、業者には最低制限価格による入札を強制しておるわけでもなく、あくまで業者自身が本当に施工できる価格で入札をしてもらい、そういったことを求めています。

このことにより、数社の業者によるくじ引きが発生することになりましたが、それは入札における競争性が働いた結果であると考えておきまして、その価格なら入札できるという判断を業者ご自身がされたのであれば、それは、もう既に競争性が働いているということでございます。今までの議会で答弁してまいりましたとおり、現在、当町で実施をいたしております通常の入札制度におきましては、競争性は働いているものと考えております。これに対しまして、平成23年度に教育委員会が与謝野町立加悦中学校改築事業基本設計業務で行った公募型プロポーザル入札とは、公募のあった各社から、前もって公開している評価事項及び評価基準に基づいて、設計案を提出していただき、その中でより評価の高い提案を行ったものを選定するというものでございました。

当町が評価を行うために、各社が案を持ち寄って提案をするという手法そのものについては、当然ながら競争原理は働いていたと考えますが、既に一部新聞報道等に出ておりますとおり、非公表としている詳細な評価基準に当たる部分を、入札前に一部の業者にもらしたことが事件の背景にあるようでございます。今後、公募型プロポーザル入札のように、価格ではなく評価事項及び評価基準によって落札者を選定する入札におきましては、現在、非公表としております詳細な評価基準の部分、どのように取り扱うのか、また、その評価の仕方についても、対策を考えなければならぬと考えております。

以後の入札において、再発を防止するためにも、ほかの自治体や上部組織、必要に応じて外部有識者の意見を取り入れながら、至急、対策を進めてまいりたいと考えております。

2点目の各事業を進める上で、今回のような例も盲点の一つ、チェック機能の働かない体制を今後どう考えるのかを問うにつきましてお答えを申し上げます。議員ご指摘の点でございますが、各事業や施策を推進する中で、それぞれの部署、部門において、その事務についてのチェックを行っておりますが、今回の教育委員会職員の不祥事におきましては、教育委員会の中で学校施設の建築、維持管理業務が技術職員1人に集中したために、専門的な技術関係の事務について、チェック機能が十分に及ばなかったものと考えております。

今後におきましては、さまざまな角度から管理体制を再点検し、職員の不祥事を未然に防止するために、的確なチェック機能の果たせる方策をしっかりと検証し、二度と、このようなことを起こさない、起こさせない体制を構築してまいりたいと考えております。

3点目の自治体組織のあり方で、上司と部下の真の信頼が築けているのか。上司の管理責任は重く、その責任はどのように考えておられるのかについてでございます。自治体組織のあり方の中では、地方公務員法第32条で、職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関が定める規程に従い、かつ上司の職務上の命令には忠実に従わなければならないと規定をされており、その中身を考えますと、やはり上司と部下の信頼関係が不可欠と思っております。ただ、上司と部下の信頼関係は、職務上だけに限らず、人と人とのつながりとしてきずなを深め築いていくものと考えております。それぞれの職場では、上司も部下もお互いに刺激し合い、切磋琢磨しながら、職員として、また、人として成長していつてくれているものと思っておりますが、今回の不祥事は、そのような面から考えましても、また、先ほど申し上げましたチェック機能の働かなかった面も含めまして、上司の管理責任は重いものと受けとめております。今後、しかるべき時期に厳正に対処していく所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後、4点目の今年度は実施設計の段階で設計業者に2カ年の取引停止処分となった。今後、建設に向けて被害を最小限に食い止め、早期にどう進められるのかというご質問でございます。議員ご指摘のとおり、加悦中学校の改築事業に係ります基本設計業務につきましては、平成23年度中に完了し、成果品の提出を受け、業務委託料も業者へ支払い済みでございます。この基本設計をもとに、加悦中学校改築検討委員会の皆さんのご意見やご要望などを反映させていただきながら、実施設計の業務を進めていたものでございますが、今回の不祥事を受け、その設計業者を2カ年の指名停止処分といたしました。

その結果、実施設計業務の委託契約の解除等、見直しを迫られており、まずは、現在の契約について整理を行い、その上で事業の再実施に向けて、事業の停滞を少しでも解消したいと考えておりまして、今後、早急に京都府の指導検査課のアドバイスや顧問弁護士のアドバイスなどを受けるべく準備を進めております。

以上のことを踏まえ、一刻も早く事業の停滞を解消し、事業を進めていくことが、非常に重要なことだと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2番目のご質問、四辻亀山線への接続東本線の早期実現を問うについて、お答えをいたします。三河内東本線は、平成12年度から実施いたしましたゾブ川河川改修事業と並行して整備を行

っております道路で、府道野田川加悦線から町道三河内明石線を結ぶ路線として、総延長980メートルのうち、これまで680メートルが完成し、供用開始を行っていますが、幹線道路とつなぐことが重要と考えておりました。この間、検討を進める中で、今年度、三河内明石線を通して、府道野田川大宮線までの区間1,500メートルの概略ルートを検討並びに道路新設に伴います大藪団地の状況をつかむため、現在、付近の平面測量を行っております。住宅への影響や住宅ストック活用計画との調整も必要だというふうに考えておまして、一朝一夕には実現は困難でございますが、政策的な道路として実現に向け、鋭意努力をしまいたいというふうに考えております。

以上で、多田議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 多田議員。

- 12番（多田正成） はい、ありがとうございました。今回、このような事件は大変町民の悩みでありますけれども、今、副町長が言われました、確かに理事者の皆さん、重く受けとめておられると、ご苦労なさっているということは十分承知をしておりますし、今後、委員会を立ち上げて徹底的に検討していくというお言葉もいただいたんですが、私は、この事件後、いろんな人からお話を聞くと、旧町時代から問題があったようなことも言われます。これはうわさですから、まともには受けていないんですが、そういったこともあって、理事者の皆さんは、そんなことは十分知っておられるというような声すら上がっておりまして、それが、要するに教育長や町長までもの顔にかかわるような重要なポストを、なぜきょうまで与えておられたのか、その辺が一番問題ではないかなというふうに思うんですが、副町長は、その辺、どのようにお考えでしょうか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） ちょっとご質問の趣旨がわかりにくいところはあるんですが、旧町時代から云々というご発言もありました。全ての職員に対しまして職務を通じて、あるいは私生活において問題があった場合には個別に、事実を確認した上で個別に呼び出しをして、一定大きな問題である場合には一定の処分を科しております。以上でございます。

議長（赤松孝一） 多田議員。

- 12番（多田正成） 個人の出来事を深く追求するつもりはありません。本当に、このことがなくなる雇用の仕方、あるいはポストのつけ方が上司の責任だということを認識していただいて、今後、雇用についても、ポストについても、真剣に考えた中でポストに就任していただけるような形にしていきたいと思います。この点は、このくらいにしておきまして、まず、4点、5点、東本線も入れて5点ほどなんですが、1点目から順に2回目の質問をさせていただきます。

入札制度には一般競争入札や指名競争入札がありまして、また、今回のような随意契約だとか、競り売り契約などがあるわけですが、一般であれ、指名であれ、競争入札とは、いずれにしても競争性の原理を引き出すもので、現在の最低価格を公表してくじ引き方式は、確かに私も透明性もあるし、一つの方法かなと、よい方法かなというふうには理解をしておりますが、やはり事業というのか、企業の競争性の原理を出させることによって、より以上の仕事が、私は民間でいろいろと経験してますのに、やはりその競争性が高いものをつくり、また、企業も育っていくというふうに思いますが、最低価格を公表していただくと、私たち素人の考えでは最低価格を出して、くじさえ引けば当たるも八卦、当たらずも八卦というような感じになってしまって、本当に、そ

のことが競争性を生んでいるのだろうか、本当に町政のためになっているのだろうか、町民のためになっているのだろうかという疑問があるわけですが、そんならどうしたらいいんだという問題なんです、やはり勢旗議員もいつか質問をされておりました。ランダム係数によりまして、その日に最低価格をすれば、最低価格と、それから最高価格を決めた中で、その中でランダムで、その日に係数を出せば、それは十分競争性も生まれてくるのではないかなというふうに思うんですが、その辺は、どのようにお考えでしょうか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 入札制度については、多くの議員から、この間、何回となくご質問をいただいております。毎回同じことを申し上げておることになるんですが、先ほども申し上げましたように、指名競争入札、特殊工事で一部しか、今は採用しておりませんが、例えば舗装業務のような、その場合には指名競争入札を行っております。それ以外のほとんどの町が発注します公共工事につきましては、条件付きの一般競争入札ということにいたしております。競争入札、あるいは条件付き一般競争入札であっても、予定価格、あるいは最低制限価格を、現在は、本町の場合、事前公表をしております。議員も十分ご認識だと思っておりますが、先ほど申し上げましたように、今回の、この工事については、入札に参加をしようと思った業者の方は、積算を組んで、その結果、入札の金額を固めて入札に参加をされるわけで、入札会場におきましては、多くの職員が参加する中で、提出をいただきました内訳書の審査を、精査を行いまして、不十分なところがあれば、この間、無効、あるいは失格ということで、その場で入札には参加していただいております。そういった手続を踏んで業者の方は入札しようと思えば積算をして内訳書をつくって、そして、札の金額を決めて入札に臨まれるわけで、最初から最低制限価格でいこうとか、そういうことじゃなくて、今申し上げたとおり、入札に参加しよう、ほかの業者と張り合っても自分は、この金額で入札に参加して落としたいということで入札会場に臨まれるわけで、繰り返しになりますが、もう既に、その時点で十分競争性は働いておるというふうに思っております。

それから、後段のご質問ですが、例えば最低制限価格について、入札日当日にランダムな係数を用いて最低制限価格を設定してはどうかというご質問、以前の議会でもございました。そのときにお答えしましたように、本町の場合は、国土交通省が推奨しております新公契連モデルで積算をして、最低制限価格を設定をいたしております。その場合には、もう既に公表された内容でありますので、最低制限価格は、誰もがわかる公明正大な数字なわけですが、議員がおっしゃいますように、当日の朝、一定の係数を掛け合わせて最低制限価格を設定するという事は、新公契連モデルの最低制限価格の上をいくこともあれば、下にいくこともあれば、もしも下にいくことになれば結果として、応札をされた業者が根拠のないといえますか、新公契連モデルのように公明正大な最低制限価格、誰から説明を求められてもきちんと説明ができる、そういった数字じゃなくて、ランダムな係数を用いて設定をされた最低制限価格でもって入札をされた場合には、一定、国交省がかたく禁止をいたしております歩切りということにもなるかと思えます。予定価格の、いわゆる歩切りですね、それは言いかえますと根拠のない適当に何%切っておこうかという、そういうことを歩切りというんですけれども、そういったことにも相通ずるのではないかと、したがって、繰り返して申し上げますように、最低制限価格の設定につきましては、業者の方は仕事をとろうということで必死になってみえますので、そんな中できちんと説明

し切れない最低制限価格を設定するという事は、やるべきではないというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） ここで多田議員の質問途中でございますが、13時30分まで休憩をとらせていただきます。

13時30分に開議しますので、よろしくお願いいたします。

（休憩 午後12時04分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開します。

多田議員の一般質問を続行します。

多田議員。

1 2 番（多田正成） 副町長ですね、大変しつこいようですが、それでは、なぜ以前の入札制度を廃止されたのか、もう一度、その辺をお聞かせください。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 以前の入札方法を変えたという、そのもうひとつ詳しい意味がわからないんです。

1 2 番（多田正成） 今の現行の前の話、現行の制度を廃止されて今回、今の現行制度をされていますね。それ以前の事を、なぜやめられて、今回の、この方法にしたのか、前回のをなぜやめられたのかということです。

副 町 長（堀口卓也） 与謝野町は平成18年に合併をいたしました。それまでは旧3町では若干、それぞれ異なる入札方法をとっておられました。新町になってからとりあえず与謝野町版でスタートをしたわけなんですけど、この間、お答えしていますように、毎年、毎年、与謝野町版の、こういった課題がある、こういった問題があるということで、毎年、毎年、改正をやってきて、現在の方法があるわけなんですけど、議員がおっしゃっています、その以前の方式というのは、どの時点のことをおっしゃっているのかが、ちょっとよくわからないもので、どこまでさかのぼってお答えすればいいのか。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 19年3月に前回の不祥事が起きた後、この制度をとられたように、私は認識しておるんですけど、それはやはり、その入札、最低価格を教えるだとか、業者との癒着にならないために、その透明性を出すためにされたのかというふうに思いまして、それを確認をさせていただいたということなんですけども、それでよろしいんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） ご質問の趣旨は、よく理解できました。直接お答えする前に、もう少しさかのぼってお答えをしたいと思います。先ほど申し上げましたように18年3月に与謝野町がスタートをいたしまして、その年の4月、18年度ですが、その時点の与謝野町版の入札につきましては、まず、予定価格は非公表でスタートをいたしました。それから、最低制限価格につきましては設定なし、これで新与謝野町でスタートしたわけです。

それから、当然といえますが、以前は入札方法は指名競争入札のみ、今のように条件つき一般競争入札は行っておりませんでした。さらに入札に当たっては、いわゆる札、入札書のみ提出を

いただくと。予定価格以下の範囲内で最安値で応札した方が落札業者という方式で始めたわけですね。その後、19年2月に職員が競売入札妨害事件で逮捕、起訴されるという事件を受けまして、指名委員会を中心に再発防止、それから、今後の入札のあり方について頑張って何遍も何遍も協議いたしました。その結果、19年4月から、ではこういう方法でいこうということで、予定価格は事前公表にいたしました。最低制限価格は国交省の基準で、先ほど来、申し上げています新公契連モデルで設定をすることとして、これまた予定価格同様に事前公表をすると、対象は工事、工事についてはということで、例えば設計委託とかいう、そういう委託契約については対象外であります。こういったことで19年4月から今の方式に入りました。幾つかの理由があったわけですが、19年2月の、この競売入札妨害事件を受けまして、再発防止をする方法を、いろいろ検討する中で、こういった方法を打っていこうということにしたわけです。

直接的なメリットとしては、予定価格、あるいは最低制限価格を知ろうとする動き、あるいは場合によったら、漏らそうとする動き、こんなことにつきましては防ぐことができますし、最低制限価格をきちんと設定することで、よく言われます質の悪い工事を防ぐことができますし、それから、最低制限価格を積算する場合にも国交省の新公契連モデルできちんと対外的に説明がし切れる、そういった積算方法をとっていくことによって、先ほど申し上げましたように質の悪い工事なんかを防ぐこともできると、ほかにも多くの理由があったわけですが、そういったことが理由だったろうと思います。

議長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ありがとうございます。その副町長のおっしゃる、確かに、その不祥事を原点にですね、いろいろと考えていただいて、確かに不祥事を防ぐ方法かもわかりませんが、私が今回の質問の中で、いろいろと1番から4番まで言わせてもらうのは、やはり職員の資質、教育、やはりそういったことが一番重点でして、入札制度だけの問題で申し上げておるのではなしに、例えば、職員が、そういったことを漏らすようなことをして不祥事が起きるわけですから、起こさない職員であれば何の問題もないわけですけれども、逆を言えば、その制度をとられたことは、私は職員を信頼していない、重要なポストを与えるのに、そういった職員を信用していないという、逆を言えば、そういうふうにも捉えられまして、私は、そういった職員のあり方じゃなしに、やはり職員を信用して、そういうことの起こらない教育と雇用の仕方というのか、そういうことが一番重要ではないかなというふうに、今回、思いました。

それはどういうことかと言いますと、随意契約してプロポーザルにしても、こういった盲点があります。どのことについても、その盲点はあると思うんですが、その職員が、そうでない職員、一人一人が重要な責任、職員は重要な責任を与えられれば与えられるほど、その責任感と使命を持って当町に対し、また、任命権者に対して忠誠心のわくような人材でなければならないと、私は思っておりますし、そこで人材を、どう選ぶか、どう育てるかが重要な理事者の使命ではないかなというふうに思ってます、ここら辺を、私は今後の課題に検討していただいて、組織の改革をしていただくことが大事で、この入札制度だけを取り上げて、ものを言っておるわけではありません。そこは副町長、どのようにお考えでしょうか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員がおっしゃいますように、いろんな再発防止策、あるいは職員に対して繰り

返し、繰り返し、倫理の高揚、研修を深めたりして、いろいろとやりましたが、議員がおっしゃいますように最後の最後は、やはり職員の個々の問題が、それは当然あると思います。もちろん職員個々に責任を全て集約するわけじゃなくて、組織としても、そういった事態が発生しない仕組みは当然のことながら考えていかなければならないと思っております。

先ほども申し上げましたように、19年2月の競売入札妨害、そして、今回の加重収賄罪ということで、この19年2月と、この間、6年足らずの間に職員の中から2人の逮捕者を出すと、この間、一生懸命、事あるごとに公務員としてのあり方、それからモラルの高揚、そういったことを繰り返し、繰り返しやってきたつもりですけれども、結果として、こういう事態を引き起こしてしまったということで、私たちの力不足も、もちろんありますけれども、非常に申しわけないことと思っておりますし、大変ショックなことでございます。

議員がおっしゃいますように、この予定価格、それから最低制限価格を非公表とすることについては1人、職員を信頼していない、信頼できないから設定をしたというようなことは全くないわけでありまして、ただ、この間、申し上げましたように予定価格、さらには最低制限価格を非公表としておる団体について、地方公共団体の中でたびたび紙面を賑わして不祥事の報道がなされております。最後は、先ほど申し上げましたように、例えば、いろんな誘惑があったとしても、それをがんと突っぱねるということで、職員に、そのことを期待することは当然なわけですけれども、それだけではやはり、いろんな事例を見ていると、それだけでは、やはり無理があるだろうと、そういった意味からも、そして、与謝野町が目指しております透明な納税者である町民の方に公費の使い方、税金の使い方として理解がいただけるような、入札のあり方を考えた場合に、やはり予定価格につきましても、それから、最低制限価格につきましても、こういった基準できちんと積算をしておりますということを公表することがいいであろうという判断でございます。

議長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 副町長にお答えいただいて、当町の、例えば今の現行でも勢旗議員の提案されたランダム形式でも、これは最低価格を漏らすというようなことは防げるわけですし、やはり、その業者の活性化を活用するなら、やはりまた、同じように最低価格を防げる、漏らさないという意味ではランダム形式でも、もっと業者の活性化が起きるのではないかなというふうに思いますけれども、一番目に時間をとりますと、時間がありませんので、次の二番目の質問に入りたいと思います。

議長（赤松孝一） 多田議員、これ答弁者に教育長を求めてありますけど、これはもういいんですか。

1 2 番（多田正成） 教育長は三番目のやつ。

議長（赤松孝一） 1番、2番というのは、このこっちの1番、2番を言われとるわけですか。

1 2 番（多田正成） こっちの1番ではなしに、ここの1番、2番。細かい一つ、二つと。

それでは、二つ目の質問に入りたいと思いますが、各事業を進める上で、今回、どの方法をとっても盲点を突かれたような形になりまして、こういったことは誰も見ていないところで起きますから、どう防ぐかが大変難しい問題だと私も思っております。しかし、このチェック機能体制というか、行政の組織体質に問題はないかなというふうに思います。今回のような業者との折衝や打ち合わせはどのようにされているのか、つまり担当者が業者の事務所へ出向いたりして折衝

をしておられるのでしょうか。新聞紙上では何か、そんな雰囲気がしておりますけれども、その辺をお答えください。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 基本的には受注業者が、こちらへ見えて、役場の中、あるいは現場で打ち合わせをすることになろうかと思えます。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 本来はそうあるべきですし、複数の中で、交渉段階にしても折衝をする段階にしても複数で、この庁舎で業者を呼びつけて会議をしていくというような形ならいいんですが、新聞紙上では、祇園のほうで接待されたとかいうような、それは新聞紙上ですから、どこまでかわかりませんが、そういったことを考えますし、それから、私も昔の話なんです、旧町時代なんです、織物屋さんがありまして、京都の室町に得意先と一緒に、機屋さんと一緒に行ったわけですが、その中に、5、6人で行ったんですが、その中の一人が機屋さんの人で、同じところの得意先に行ったわけですが、そのときに経験したんですが、一人で事務所に設計図を持っていかれました。その当時は、私も30代ですから、あまり行政のことはわかりませんでしたけれども、そうやって私たちは得意先に行くし、その方も得意先に行かれんなのでしたけれども、公務をして事務所に行かれました。それで今度は帰りに待ち合わせとって一緒に帰ってきて、福知山で夜になったわけですが、これは公務員としてではなしに、機屋さんとして一緒に福知山で食事をしたことがあるんです。そのときに、その職員のときに電話がかかってきて、何か暗号のようなことで会話をしておられたのが記憶にあるんですが、私も若かったので、何のことかわかりませんし、何か変な電話だなと思っておったんですが、やはり一人で業者に行って折衝をするということは、ひょっとして今から思えば、こういうことかなというふうな感じがしますので、多分、今回も一人で京都のほうに出張をされたというふうに認識しておるんですが、その辺はどうでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 私も今、議員がおっしゃいました、たしか9日付の某新聞だったと思います。そういった記述がありました。そういった具体的に、そういった事実があったのかどうかというのは、私どもも、その確認のしようがありませんので、何とも申し上げるわけにはいきません。

それから、先ほどいろんな打ち合わせ、今回の場合でしたら業者と打ち合わせをする場合には、基本的には、こちらにお越しただいて教育委員会、役場庁舎、もしくは現場が、もう動き始めている場合には現場での打ち合わせというのが、ほとんどであって、業者のほうに出向くなんてことは、大きな工事で、遠くの工場で製品の検査をするというのがありますけれども、そういった製品の検査をする場合には業者のほうといたしますか、受注者のほうへ出向くことがありますけれども、もちろんそれは複数で出向いて、複数で製品の検査、確認をいたしております。

先ほど申し上げましたように基本的には、こちらで打ち合わせをするということになろうかと思えます。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） ぜひともですね、そういったことも徹底していただきたいなというふうに思います。私は、この前もですね、産業建設委員会で課長に申し上げたんですが、役場というところは、

お役所、つまりあなた方は役人ですから、別に何も事業に深く携わることはない、それはしっかりとした役人ですから、しっかりとした施策と財源を確保して、そして、チェック機能、お役所としてのチェック機能さえ働いておれば何も、事業はスペシャリストがいっぱいおるわけですから、そのスペシャリストに任せて、それを財源を与えて、そして、そのチェックをするということがお役所の仕事だと思っているんですが、どうもその辺がですね、私の見ておる限り、何か、そのチェックがですね、本当にスペシャリストがチェックしておられるのかなというような感じに見受けられるんですが、そこら辺は副町長、どのようにお考えですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） ちょっと意図を勘違いしてお答えするかもしれませんが、役場、役所の者はチェックをすればいいというお話でしたけども、役場、役所の仕事も確かにチェック、審査をする業務もありますし、いろいろあるわけですけれども、今回のことで申し上げますと、もちろんチェックをする局面もありますし、それから、逆にこっちが、それから、今回の場合に限って申し上げますと教育委員会の中で建築の業務に精通している技術屋が一人しかいなかったというあたりで、どうしても、そのチェック機能が弱かったんじゃないかという反省を持っております。

議員がおっしゃいます、チェックさえしていればいいという意味は、そういうことではないんでしょうか。ちょっと意味が違いましたら大変失礼をいたしました。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） チェックといいましても、いろんな場面があるんですが、業務の中ではなしに、工事をしている、例えば、下水道の工事だとか、いろんな工事をしているときに、それから建築の設計を見てもですね、今回の場合は技師の担当者が一人で確認しておられて、そのことがなったようなんですが、その辺の工事のわかるスペシャリスト、本当に、この工事を発注したけれども、その工事が適切にやられているかということがぱっぱっぱ、監督人として、お役人として見にいけば、業者は怖い、我々が税務署に入られたら、うっと、こうなるようなもので、スペシャリストが来ますから、例えが悪いですけども、そういったことをチェックするスペシャリストというのか、行政の体制が必要ではないかという意味を言っております、通常の職員さんの業務のことを言っているわけではありません。その辺のチェックの仕方が、もっとスペシャリストの重要なポストがいるんじゃないかなと、そうすれば業者は、それこそ専門家ですから、その仕事をしていくわけですから、そのチェックを誰がするんだということになるんだろうと、私は思っております、そこのチェックができる体制が組織の中で必要ではないかなというふうに思っております、できているなら、できていると言っていたら、それでいいんですが、はい。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 工事現場のことを想定してお答えしたいと思うんですが、議員がおっしゃいますように、町が発注いたします公共工事、大きな工事でありますと、途中の中間検査もありましたら、出来高払いをするときの検査もあれば、完全にでき上がってからの竣工検査、それぞれ幾つかの検査がありますけども、現場における検査につきましては必ず2人以上で行っております。そうでなければ、例えば記録をつける者、あるいは長さをはかろうと思えば、1人でははかれませんが、あるいはコンクリートの強度をはかろうと思ったらシュミットハンマーを持って、そこでコンクリートに当てて、強度を検査する者、全ての検査、1人では現場でやっております

ので、複数、2人以上、場合によったら3人、4人で検査を行っておるのが実態でございます。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 副町長の言われるとおり、その辺を今後の課題も含めてですね、しっかりと考えていただいて、今はしておられるということですから、それはそれでいいと思うんですが、その辺も課題にして、しっかりと体制づくりがしていただけたらと思ひまして。

次に、3番目に移らせていただきます。公共団体のような組織のあり方はですね、多分マニュアルがあって、つくられた組織になっているように思います。そんな中で上司と部下との信頼関係を築き上げなければならないのですが、真の信頼関係は、そう簡単にできるものではありません。つくられた組織は業務命令や、一人一人が責任上、業務をこなしていきますから、それには信頼関係がなくても、業務はこなせるように思います。やはりみずからつくり上げた組織や部下なら、真の信頼関係を築け、その中で重要なポストを与え、任せられるわけですが、行政は、そうではない、募集をしてポストにつかせるといった傾向があるんじゃないかなというふうに思いますし、今回も技師の募集もされておりました。そんなことで重要な仕事が任せられる体質、組織が、私は少し問題ではないかなというふうに思ひまして、任命者や上司の首にかかわるような責任ある仕事は、よほどの信頼関係ができないと任せられないと私は思っています。その辺は、どのように副町長はお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 民間であろうと行政の組織であろうと、それぞれ、その組織の中の個々人が個々人の責任で仕事をしているわけじゃないので、基本的には組織の中の一員として、組織として仕事をしておるわけでありますので、例えば、翻って役場の職員を考えた場合に、上司の指導、あるいはチェックがないままに一人の職員が事を進めるなんていうことは全く不可能でありますので、そういった意味では、民間でいえば稟議書に当たるようなものが役場では伺い書ということで回ってきてますし、それから節目節目での上司のチェックもありますし、金が絡みますので、必ず会計サイドの、予算サイドのチェックも働きますし、そういった意味では民間と全く一緒だというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） この前の記者会見でも部下を信頼しているとか、信頼して任せていたとかいうのが謝罪の文言の中に入っているわけですがけれども、それは、どんな場合でも、やはり組織の上司である以上部下を信じたり信頼をするのは当然のことですけれども、私の申し上げているのは重要なポスト、自分の首にかかわるような重要なポストはもっともっと信頼関係を上司と部下とでつくり上げた中で任せるといことがないと、全体として職員さんとか、組織の中の課の中の部下を信頼したり信用するのは当然のことです。そんなことが欠けてしまったら仕事も何もできませんし、それは当然のことですけども、私はその重要なポストは、そういうあり方、やっぱり上司も、君のためならこうだ、全て責任を持ってやるからやれと言えるような責任感と、それから、やるほうも、この人のためなら忠誠心で絶対に顔に泥は塗らないというような、そういった思いの中で重要なポストを与えないとですね、大事なところが欠けていって、組織の中でこうやっているんだと言われても、それは私らの感覚からいうとちょっと違うんじゃないかなというふうに思ひまして、その辺の今後、考え方を、副町長なり教育者の教育長に、私のようなものが、

こんな失礼な話を聞くのは大変ですけれども、あえて教育長ですから、その辺を教えてもらいながら、教育長としての考え方を聞かせていただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。基本的には、先ほど副町長のほうが答弁しておりましたとおりと、私は思っております。やはり組織で仕事をするということ、これは、例えばスポーツのチームの場合でもそうなんですけれど、チームワークというのはお互いを、まずは信頼することで、そして一人一人が自分の任されている任務をしっかりと果たすことです。そして、お互いに自分の任務をしっかりと果たしているんだという、その中で、やはりチームワークが生まれてくるものだと思っております。だから、先ほど副町長が答弁しましたように、それは、きれいごとだと言えばそれまでかもしれません。その意味において、やはり議員も仰せのように、それは上司、部下におきましても、それはお互い、その関係が信頼関係で結ばれていなければならないということは、そのとおりとと思っております。

しかしながら、このような不祥事が起きたことに対して、真の信頼関係が確立してたんかと言われましたら、残念ながらできてなかったと言わざるを得ないわけです。結果的に、このような不祥事を起こしましたことに対しましては、本当に責任を感じます。申しわけなく思っております。

そこに、質問書のほうに、責任はどうかということ聞いておられますけれども、教育長は教育委員会事務局の職員を指揮監督するという、そういう任務が与えられておりますので、当然、監督責任はあるものと、そのように思っておりますし、当然、それに対する処置につきましては甘受するつもりです。以上です。

議長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 時間がありませんので、次にまいらせていただきたいと思います。今、教育長からお話をいただきましたとおりに、この与謝野町の組織が、そういった信頼関係が、真の信頼関係が結べるようなあり方で築き上げていただきたいと思いますし、今後も、そのような組織にしていけたらというふうに思います。

次に、4点目は、今回、このような事態になって、業者が2年間の取引停止になりましたが、今年度の実施計画は、どのように考えておられるのかということで、一度目にお答えいただきましたけれども、つまり一から新しい事業の実施計画を依頼されるのか、あるいは、やっぱり23年度の基本計画に基づいて、どういうんでしょう、取引停止になったけれども、それはものことで、去年から計画に入っているから、そのまま実施計画は使ったほうがいいんじゃないかなというふうに思われているのか、全く一から設計をし直されるのか、その辺をもう一度お答え願いたいと思います。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えをしたいと思います。今回、今年度24年度に発注をいたしております実施設計の段階までさかのぼるのか、23年度発注し、もう成果物ももらっておりますけれども、基本設計のところまで変えるのかというお話だと思いますけれども、先ほどお答えしましたように法的な問題、それから実際の契約上の問題等々は、京都府の指導検査課の指導を仰ぎながら、今、幅広く考えております。

ただ、そういった指導検査課の考え方、もちろん配置をするわけですが、さらに必要な場合には顧問弁護士なんかにも相談はせないかんとは思います。

ただ、先週の金曜日でしたか、第9回の中学校の改築検討委員会が開催をされました。この間、9回にわたって精力的に検討をいただきました検討委員会の皆さんの思いもあると思いますので、その辺は幅広くといいますか、柔軟にと申しますか、考えていきたいというふうに思います。

ただ、もちろん議会、予算を伴ったりすることもあるかと思いますが、議会、言いかえれば町民の方の理解が得られるような格好にもしななければならないと思います。いろいろ申し上げましたけども、その辺は総合的に今検討を進めておりますので、今の段階で、どうだこうだということはまだ申し上げる状況にはございません。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 基本計画から今回、実施計画に入って、委員会でもいろいろと検討されて、ほばいいだろうというような修正の中で、こんな事態になったわけで、本当に最小限に被害を食い止めるためにはですね、別に事務所の職員が不祥事を起こしたわけではないですから、その設計は、そのままにさせていただいて、そのままやっぱり委員会で検討していただいたことで、つくり上げるのが一番最小限に食い止めることだし、スムーズにいくと思うんですが、それは、私はそう思うんですが、しかし、それをやりますと、落札から漏れた業者が、多分、想定ですけれども、私らはそんなことは、裏でそんなことは何もなかったと、ですから、落札ができなかったというような抗議が出てくる可能性もあるなというふうに私は想定してまして、そこら辺も十分検討していただいて、やっていただかなければならないと思うんですが、何せ多額な金ですから、最小限に食い止め、また予定どおり建築ができるように考えていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほども申し上げましたように、どこまでさかのぼるかという話は、幅広く、総合的に考えております。

ただ、先ほど最初の答弁でも申し上げましたように、こういった不祥事によって一番迷惑をかけたのは、子供たちだというふうに思っております。そういった意味からも、事業の停滞は1分1秒でも短く事業を前に進めたいというのが、一番強く思っているところであります。

ただ、いろんな契約の関係等がございまして、なかなか、もうすぐ1カ月になろうとしておりますけども、具体的に、こういった方法で前へ進めますということが、まだ申し上げられる状況にはありませんけども、一生懸命、今、今週、京都府の指導検査課にも関係の職員が出向いて指導を仰いでますし、1日でも早く事が前へ進みますように、その観点で頑張ってまいりたいと思います。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） はい、ありがとうございました。ぜひとも、そのように願いたいというふうに思います。

それでは、最後ですけれども、三河内東本泉についてお伺いします。

町営住宅基本計画ですね、要するに基本計画は聞かせていただきましたけれども、今後、もう少し詳しく聞かせていただけたらというふうに、具体論を聞かせていただけたらと思いますので、

よろしく申し上げます。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほどお答えさせていただきましたように、この道路、幹線道路と接続することが非常に重要だというふうに考えておりました、この間、大藪団地があつたりしますもので、そこには相当高低差があつたりします。いろいろと検討を進めておりましたけども、ようやくと申しますか、今年度 野田川大宮線までの概略ルート検討と、それから大藪団地周辺の影響といえますか、大藪団地の状況をつかむために、付近の今、平面測量を行っておりますので、その結果が出ましたら、さらに検討を進めてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、長い間、今の状態が続いておりますので、検討を進めなければならぬというふうに認識をいたしております。ただ、大きな財源を伴いますものですから、なかなか今年度の平面測量を終えて、じゃあ来年度から、こういう格好でやろうかというような一朝一夕の実現は難しいかもしれませんが、問題意識は持っておりますので検討は前へ進めたいと思います。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 時間がありませんけれども、最終的に住宅のマスタープランと道路の計画といえますか、副町長のお話ではばくつとした話でわかりませんが、課長にお答えいただけないでしょうか。

議 長（赤松孝一） 副町長が振られたらですけど、副町長が振られない限りは答弁者では入ってませんので。

1 2 番（多田正成） そうですね、それを聞いとるんですけど。

議 長（赤松孝一） 副町長。

副 町 長（堀口卓也） もう少し詳しい具体的なお話をということでございますので、建設課長から答弁させていただきます。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今の三河内東本線を旧町のときから延伸をしたいというふうなことを伺っております、建設課につきましても、それを踏襲するべきだというふうなことで、この平成24年度に、今、先ほど副町長が答弁されましたように、四辻亀山線のところまでの概略のルート、あるいは、それに伴って、大藪団地が実際にどうなるのかと、どういう格好で道路の部分に入っていくのかというふうなことを、今年度、測量をさせていただいております。今、まだ測量の最中というふうなことでございまして、それらをもとにして、どういうふうに用地が残ってくるのかというふうなことを、今後、検討したいということで、この大藪団地周辺の部分の測量をやらせていただいたということでございます。

今の中間の部分につきましては、あの辺が大変やわらかい地盤だというふうに聞かせていただいておりますし、ちょうどあの付近の橋の土質調査の部分の照らし合わせまして、あそこを、今の、そのまま道路をつけようと思いますと、大藪団地の部分が大変低くなってくるというふうなことが出てきますので、それを一定程度上げなければならぬだろうなというふうに思っております。

そういうふうなことでございますと、また、それやら、今の住宅をどういうふうにしていく

のかと、それから今、住んでおられる人をどうしていくんだというふうな問題を抱えておりますので、それらには、まず最初に、どのような影響が出てくるのかというふうなことを、まず最初に、やはり調査するべきなんかというふうなことで、今回、測量させていただいたということでございます。

先ほど、私、調査のことも言いましたけれども、すごいたくさん盛ると、やはり違うところに影響がしてくるだろうというふうなことも聞かせていただいておりますので、そういうふうなことをもっと調べようと思いますと、もっとあそこの、今、地盤の、いわゆる土質調査が必要なのかなというふうには思っております。

先ほど言いましたように、いろんなことをクリアしなければならないというふうに思っていますし、まずは私どもとしましては、三河内明石線の分までをとりあえず早くつなげたいなというふうなことで思いをしております。ただ、それにはやはり先線の部分につきましても、一定程度検討していかないと、将来に禍根を残すというふうなことになる、大変申しわけないというふうな思いで今、四辻亀山線の部分まで、いわゆる概略の部分の、ある程度のたたき台としていけるようなルートを今、模索しておるというふうな状況でございます。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） はい、ありがとうございました。

ぜひとも早期実現を願っておりますので、よろしく願いいたします。終わります。

議 長（赤松孝一） これで、多田正成議員の一般質問を終わります。

ここで、垣中教育長より発言を求められておりますので、これを許可します。

垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 貴重な時間をいただき、すみませんです。

午前中の塩見議員の質問の中に、いわゆる出席停止の規定が本町にはないというご指摘であったわけですが、ありました。いわゆる管理運営規則、いわゆる与謝野町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則というのがございます。その第8条が性行不良による出席停止という、そういう規定になっております。

この規定につきまして、文科省のほうは積極的に、これ活用するよというふうに言われておるわけですが、現実的には、基本的に義務教育であるということなんですね、教育を受けさせなければならないのが、我々、自治体であり親であるという。その関係がありまして、非常に実際に運用していく上には、はっきり言いまして学校側に負担がかかることが多いわけなんです。手続ではなしに実際に出席停止をさせて、そして家庭においておくわけですね、その間の授業を保障するとか、いろんなことがありまして、そうしたことがちょっと隘路になっておりまして、現実的には学校のほうが、また教育委員会のほうも、そのことを考えていきますときに、同じ指導をするなら学校へ来させて指導という、そういう形に傾きがちになり、適用されているのは、文科省なんかは数字を出しているのが非常に少ないですね、そういう間の事情がございます。以上、ご理解ください。

それから、もう一つ、教育委員会の責任のことに关しましてありましたときに、私が当町における教育全般にわたっての訴訟があって、それに対しては責任があるんだということを言いましたけれど、ちょっと正確には首長の職務権限以外のがありますので、それにかかわっての、除い

た学校教育、社会教育、社会スポーツそして文化財保護行政、それらに対しては責任を持たなければならぬということでございます。以上、塩見議員の答弁のときに、曖昧であったところを補足説明させていただきます。

なお、ついでで申しわけありませんけど、先ほどの多田議員の質問のときにお答えしようと思ってたんですけど、多田議員の質問がちょっと私、想定したのとちょっと違いましたんで、つけ加えることができなかつたわけなんですけれど、係長につきましては、19日に起訴されました。したがって、19日付をもって起訴をされた場合には休職扱いにしていくという、そういう規定がありますので、教育委員会のほうで、いわゆる休職処分にさせていただきました。つけ加えておきます。以上です。貴重な時間、申しわけありません。

議長（赤松孝一） ここで30分まで休憩いたします。

2時30分まで休憩します。

（休憩 午後 2時21分）

（再開 午後 2時30分）

議長（赤松孝一） それでは、ご着席をお願いします。休憩を閉じまして、会議を再開いたしますが、ただいま私のもとに非常に声が小さくて、この場内に届きにくいという申し出がありますので、特に滑舌よく、特に答弁者の方のほうにお願いをしておきます。

当然、議員のほうもそうでございますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に、9番、家城功議員の一般質問を許します。

家城議員。

9番（家城 功） 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回、私は通告しておりますとおり、入札について、また、ご当地ナンバープレートについての2点を質問させていただき、副町長のお考えをお聞きしたいと考えております。

質問の内容につきまして、若干、行政だけが悪いような表現がありますが、もちろん自助、共助、公助の精神は理解しておりますし、今回の質問に関しましては、特に行政に、こういうことが望みたいという思いの中での表現になりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

まず、一つ目の入札についてであります。私は何回も、この議会において入札のことを取り上げておりますし、また、先ほどの多田議員に引き続いてということで、また入札かとお感じになれる方も多いかもかもしれませんが、私は所管であります総務常任委員会の委員長もさせていただいておりますし、先の職員の不祥事の件もありますので、町の考えを再度お聞きした上で、確認をして改善すべき点は徹底的に改善して、行政だけが納得できる仕組みではなく、町民の方も業者の方も、できる限り全ての方が納得のいく仕組みを構築する必要があると感じておりますので、重複する点もございませぬが、よろしくご答弁のほどをお願いします。

入札問題については、合併前より、また、合併した平成18年からでも、多くの議員が取り上げられ、一般質問でも延べ6人ぐらいの議員が10回ぐらいの質問をされ、また、補正予算、決算を含めるなどをすると、かなりの多くの質疑や提案が出されているのではないかと感じております。

その都度、ご答弁はベストではないがベターであるとか、透明かつ平等と感じているなどの内容で、行政側から見た見解が、あたかも業者のためであり、町民のためであるかのような説明を

受け、唯一改善がなされたのは、相入札同士の下請が緩和された以外、余り議員各位が求められた内容について、改善がなされていないかということが私の本心でございます。

そういった中で、地元業者の方は入札に係るいろいろな要望を出されたり、話し合いに役場に来られたり、努力をされましたが、何ら解決には至らず、平成23年11月に地元3業者の方から、入札制度に関する請願書を本議会に提出され、同年12月議会で提案され、当時、私も在席しておりました総務常任委員会に付託をされ、いろいろな協議をした結果、ことし5月臨時議会において、賛成多数で可決採択となりました。この請願の内容は、最低価格の事前公表を廃止し、地域貢献を評価した競争入札制度の実施、また、最低制限価格の見直しであります。当議会では、可決の結果を踏まえて、町に対し議長より採択された請願書の処理の経過、また結果を求める請求が、ことし8月31日の期限で臨時議会直後の5月25日に提出されました。

しかしながら、8月30日付で町から報告として返ってきたものは、検討を重ねているが、アンケート実施等の結果も参考にしたいので、今後も検討を進めるといった、何ら進展のない文書が1枚手元にただけでございます。請求の出された5月下旬から報告のあった8月下旬まで、約3カ月の月日が経過をしております。開催された指名委員会の会議の経過の資料もなければ、所管であります総務常任委員会に対しての説明すらございました。

私は行政の対応に対し、いささか疑問を感じますし、また怒りすら感じている次第でございます。そういった思いも含めて、1回目の質問をさせていただきます。

先にも述べましたが、議長より請求が出されてから3カ月以上が経過しておりますが、指名委員会は何度開かれ、どんな協議がなされたのか、まず、お聞きいたします。

二つ目、その間といっても、8月の盆の忙しい時期だとお聞きしておりますが、アンケート調査を実施されました。内容については、かなり私は疑問を感じております。

まず、行政の考え方を徹底的に改善しなければ、新たな取り組みを検討することはできないのではないかと感じております。担当者をはじめ管理職の方も、町民目線という言葉をもう一度認識し、なぜ業者の方や我々議員が、こういった改善を求めているのかを理解する姿勢を持っていただかなければ、取り扱っていただいても対応していただくことができないのではないかと感じておりますが、いかがでしょうか。

三つ目に、入札に関する議会での答弁や、我々が担当者等に確認やお話、役場に伺っても、説明の中に必ず透明性という言葉が多く聞かされます。私は、もはやこの言葉は行政の職員を保護するだけの言葉としか感じられないように思っております。合併して6年半の間に二人の職員が警察のお世話になるという不祥事が発生し、根本的な問題はどこにあるのだろうかと考えたときに、やはり管理体制に尽きるのではないかと感じております。徹底した管理体制を、いま一度改善していかなければ、今後も第3、第4の事件が発生すると感じておりますが、いかがでしょうか。

次に、ご当地ナンバープレートについての件でお伺いをいたします。

今、全国各地では、ご当地ナンバープレートの導入が積極的に進められております。そもそも、このご当地ナンバープレートとは、どういったものなのかという方もおられると思いますので、簡単に説明をさせていただきます。自動車等の道路運輸車両法に係る陸運局に登録する車以外の、いわゆる我々町民が使用する125cc以下の原付バイク、小型特殊、ミニカーなどのナンバー

プレートは、町の条例に基づく地方税課税のための標識というものをつける車両に関しては、町に車両登録をした際に、現在、使われている一般的なナンバープレートが交付され、各車両に取り付けられております。

しかしながら、町の条例に基づく地方税課税の標識なので、形や図柄には一定の条件や規制はあるものの、各自治体において自由に決めることができるということでもあります。このご当地ナンバープレートの導入を一番最初に取り組んだのは愛媛県の松山市で、司馬遼太郎の小説の「坂の上の雲」にちなんで、雲の形をナンバープレートに取り入れ、地名表記も松山市から道後松山市と変更して、地域ブランドである道後温泉を活用し、市民の親しみとイメージづくりを求めて取り組まれたのが始まりとされております。

有名なものでは、静岡県御殿場市の富士山の形をしたものや、漫画家を輩出した自治体や、その漫画家が現在住んでいる自治体などでは、漫画のキャラクターを描いたり、また、地形や歴史、文化、また特産品、食べ物、植物といった、あらゆる特徴をうまく表現したユニークなものがたくさんあると聞いております。

最近では、宮津市でも天橋立をデザインしたナンバープレートが、ことしの12月から交付されると、先日の京都新聞でも発表がございました。導入される目的には、町への親しみや愛情、また、町のPR、それに加えて交通安全にもつながるといような目的で、各自治体が取組みられ、評判はよく、また、どうしても、その地域のナンバープレートが欲しいという人は、あえて住所を変更されてでも取得されるというようなこともお聞きしております。

当町でも、このご当地ナンバープレートを導入され、地域を愛する心、地域の活性化、そして町のPRのために取り組むべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

例えば、当町には樹齢千年を越える、千年ツバキがあり、町の木としても認定されております。全国椿サミットの開催も決定して、町ぐるみで椿を全国各地に発信する大変有効なPR素材として、ツバキをデザインに取り入れることもおもしろいと思いますし、また地名であります与謝野は与謝野鉄幹、与謝野晶子のゆかりの地であることから、そういったイメージ、またキャラクターなどをつくって取り入れたり、ほかにも三河内の曳山祭りだとか、岩滝の大名行列の風景を入れるなど、この地域独自の文化や伝統などを探せば、アイデアは幾らでもあるのではないのでしょうか。形も大江山をかたどったり、古墳にちなんで埴輪の形にしたりと、ぜひ、取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、2点についてお聞きし、1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 家城議員ご質問の一番目、入札についての1点目、請願の処理の経過についてでございますが、議員からは、より具体的に議会から請求が出されてから約3カ月以上経過している中、指名委員会ではどのような協議が何回行われたのかとご質問がございました。指名委員会では、5月31日から8月28日までの間、計9回にわたって、この課題について協議を行いました。

具体的な内容としましては、2項目の請願事項の精査と報告内容の検討とあわせ、平成24年6月定例会で、町長みずから、広く建設業界の声をお聞かせいただきたいと発言されたことを受

けて、町内業者向けアンケートを実施することを決定し、その内容についても、意見交換しながら作成をしたということでございます。

当町としましては、今までの議会で答弁しておりますとおり、現在、採用している入札制度に大きな問題があるとは考えておりません。平成24年3月定例会で議員にお答えした内容と重なりますが、入札制度というものは、非常に難しい問題を含んだものであり、どのような方法を選択いたしましたとしても、それぞれに欠点や課題がございます。当町としましては、議員からおしかりを受けましたが、結果として現在の方法がベターな方法であると考えております。確かにベストではありませんが、そうかと言って、どういう入札制度にすれば全ての問題がクリアできるのか、その答えはいまだ見つかっておりません。

しかし、当町としましては、議会で請願が採択されたということのを重く受けとめ、また、この機会に改めて、現在、行っている入札制度について、建設業界全体の声を広くお聞かせいただくことは重要であると考え、アンケート調査を実施することを決定したということでございます。

続きまして、2点目の町内業者向けアンケートの内容についてでございます。

近年、議会で入札制度が取り上げられるたび、役場に町民と思われる方々からお電話をいただくことが何度かありました。その方々から指名委員会事務局に寄せられた声は、今回のアンケートに記載させていただいていたとおりの内容でございます。

当町としましては、アンケートを実施するに当たり、現在、取り組んでいる入札制度の趣旨説明、さらには町民の方々から寄せられた声の内容も含めて、建設業界に周知すべきと考え、それらを記載いたしました。そうすることで、建設業界からは、賛成、反対を含めて、よりさまざまな意見を述べていただけたと考えたからであります。

また、アンケートの締め切り期限ですが、当町が調査票を配布した後、建設業界から公共事業の入札等の改善についての要望書が提出され、その席上、締め切り日を延長してほしいとの申し出がありましたので、8月24日まで延長しました結果、対象とした町内業者51社のうち、90%である46社から調査票の提出がございました。アンケートの回答結果につきましては、現在も事務局で集計し、調整中でございます。少しお時間をいただきたいと考えますが、集計が終了いたしましたら、回答者が特定されない状態にして、建設業界はもちろんのこと、議会へも報告をさせていただく予定としております。

回答内容につきましては、実にさまざまな意見が寄せられております。まだ、一部の集計しか済んでおりませんが、町の入札制度に賛成、反対、双方の意見があり、決して建設業界全体が画一的なお考えばかりではないことがわかる内容となっております。

3点目の入札制度の見直しや改善についてでございます。

議員からは、透明性ではなく、管理体制が問題ではないかと質問がございました。見直しを含め、徹底した改善を図るべきではとのことではございますが、当町としましては、透明性があってこそクリーンな入札になると考え、この間、入札制度の改善に取り組んでまいりました。今般、教育委員会の公募型プロポーザル入札において、担当職員が収賄の容疑で逮捕、起訴されるという事件が発生いたしました。その事件の背景としましては、既に一部新聞等に出ておりますが、非公表とした詳細な評価基準に当たる部分、これを入札前に一部の業者に漏らしたということが報道をされております。

議員ご指摘のとおり、管理体制を見直し、徹底を図るということは、教育委員会に限らず、どの部局におきましても、町民の皆様の信頼を取り戻すために急務の課題であると考えております。また、各部局の仕事量、仕事内容のチェック体制、人員配置などを点検することも必要であると考えております。

しかしながら、その問題と入札制度における透明性を確保するという問題は分けて考えるべきでありますし、従来から述べておりますとおり、町民の皆様に信頼をしていただけるようクリーンな入札を目指すという観点から考えますと、現在、取り組んでいる入札制度においては、非公表なる部分は極力つくるべきではないと考えております。非公表なる部分を漏らそうとする行為、または聞き出そうとする行為は、行政も企業もコンプライアンスにより当然、許されないものでありますし、それらの行為は、社会的に罰せられることは皆様ご承知のとおりでございますが、非公表なる部分があるということは、やはりつけ込むすきを与えるということであり、透明性を求める以上、極力なくすべきものと考えております。

当町としましては、入札制度の見直しという部分につきましては、ほかに改善できるものがないのか、また、よりよい入札制度にするためには、どのような方法があるかを研究しながら、今後も努力を重ねてまいります。ご理解を賜りますようお願いをいたします。

2番目のご質問、ご当地ナンバープレートについてお答えを申し上げます。

まず、ナンバープレートにつきまして、少しご説明を申し上げます。市町村が使用しておりますナンバープレートは、地方税法では、市町村が軽自動車税の課税客体を把握するため、市町村の交付する標識を軽自動車等の車体に表示しなければならない旨を条例で定めることができるとされており、ナンバープレートの本来の目的は課税客体の把握となっております。本町でも、税条例の第91条で原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等を定めておりまして、本町が交付できるナンバープレートは、原動機付自転車の50cc、90cc、125cc、ミニカー、それから農耕作業用などとなっております。

平成23年度には、これらに係る標識を全部で217枚交付をしております。なお、この標識は、総務省の通達により全国的に統一することが望ましいとされており、本町は標準的な規格を採用しています。

そこで、議員ご提案の本題でございます町への愛着、町のPR、交通安全等の目的で全国各地の市区町村において導入が進められており、近隣の宮津市でも本年12月から交付される。本町でも町のPRの素材として活用すべきではないかのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

正確な数字は把握できておりませんが、現在、全国で約140程度の市町村が、このご当地ナンバープレートの交付を行っているようでございます。その目的としましては、議員からもございましたように、住民の域内の観光地への愛着を深めるため、さらには、市町村の動く広告塔として産業や観光をPRするため、また、合併の周年記念として、地域の一体感の醸成と新市町村をPRするためなどを目的に導入されているようでございます。

府内でも、第1号としまして、亀岡市が亀山城を築いた戦国武将、明智光秀ゆかりの町を広く知ってもらおうと、本年9月から交付を開始されております。また、宮津市でも天橋立をモチーフにして、世界遺産登録に向けたアピールを目的に、本年12月から交付を始める予定とのことでございます。

ところで、ご当地ナンバープレートの作成にかかる費用でございますが、標識の型プレス費用が100万円から130万円程度、また、作成枚数にもよりますが、1枚当たりの作成費が300円から400円程度ということでございます。一方、現状の本町の作成費は、標準的なものを利用しておりますので、型プレス費用は必要なく、1枚当たりの作成費も100円余りとなっております。このように、ご当地ナンバープレートの交付につきましては、型プレス費用の100万円を超える新たな費用が生じることや、1枚当たりも、これまでの3倍から4倍程度の費用となる見込みでございます。

全国では、かなりの市町村が、その市町村の代表的な産業、観光地、また、マスコットキャラクターなどを盛り込んだ標識に変更して、名物の知名度アップや観光振興の向上をねらっているようでございます。

ご当地ナンバープレートのメリットは、動く広告塔としての活用が期待でき、また、デザインを公募するなどして、住民の皆様などが参加していただくことで、居住市町村への愛着や合併後の一体感の醸成などに、よい効果が期待できるのではないかと考えております。しかし、一方では厳しい財政状況が今後も見込まれる中で、これまでの何倍もの経費を費やして標識を作成することが、果たして必要なかという思いを持っており、現状では、ご当地ナンバープレートを活用して町をPRする考えは持っておりませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。以上で、家城議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず最初に、先ほど副町長の答弁の中で、議会での可決を重く受けとめというようなお話がございましたが、指名委員会の中では議会での決議をどう受けとめられて、どんな意見が出たのか、少しでもよかったら教えていただけませんか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど申し上げましたように5月31日から8月末の約3カ月間、9回にわたって指名委員会を開催いたしました。当然のことながら、今、議員がおっしゃいましたように、議会でも趣旨が採択され、請願が採択されたということは、しっかりと重く受けとめなければならぬということ、指名委員会メンバー全員の認識であります。

そして、そのことから、当然のことながら、請願の処理経過の報告につきましては、しっかりと回答をしなければならないという認識も全員の認識であります。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 議会でも採択したものは、先ほど1回目でも言いましたが、最低価格の事前公表の取りやめと、最低価格の見直しでございます。それが可決されたということは、それをしてくださいという議会での思いでございます。それが、どういうふうにとめられるのか、改善するには難しい問題、今があくまでもベターであると、先ほど、そのようなご答弁を、また、いただきました。一体、重く受けとめられたのは事実かもわかりませんが、変えようという気持ちで話し合いがなされたのかなという疑問が非常に感じております。

そういった中で、アンケートを実施されました。このアンケート用紙、私も手元にいただいておりますが、これは誰がおつくりになられたアンケートでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 請願につきましては、繰り返しになりますけども、非常に重く受けとめております。そもそも当然のことです。だからこそ、先ほど申し上げましたように、しっかりと受けとめて、どういう回答と申しますか、報告をすべきかということは何回も何回も議論をいたしましたし、だからこそ、先ほど申し上げましたように、また、町長が、この間、6月の議会で申し上げましたように、回答に当たっては確かに3業者の方からの代表しての請願だったと思えますけども、幅広く町内の業者の方が、どのように思っておられるのか、それをしっかりとお聞きしたいと、その上で、その業者の方の思いも踏まえて、町としてはしっかりと検討をしていこうということでもあります。したがって、アンケートにつきましては、択一式、あるいは丸バツ式という格好じゃなくて、記述式ということで、記述にウエートを置いたアンケートの様式にしております。

先ほど申し上げましたように、非常にたくさんのご意見が、それぞれの業者の方から記述をいただいております。まだまだ非常にたくさんの方がいますので、全ての集計ができておりませんし、まだ、分析が十分なところまで進んでおりません。しかしながら、今現在、鋭意アンケートの集計、分析を進めているところでございます。

9 番（家城 功） 誰がつくられたんですか。

副 町 長（堀口卓也） 先ほどお答えしましたように、指名委員会で9回の検討、協議を行いました。その上で当然のことながら、町長の了解もいただいた上で施行をいたしております。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） そしたら、これはアンケートは指名委員会でつくられたという理解でよろしいですね、副町長。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど申し上げましたように、検討して原案を指名委員会がつくったということでございます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 1回目の質問でも僕、言いましたが、このアンケートについては、非常に疑問を感じております。先ほど、議会での決議を深く、重く受けとめ、そういった中で幅広い意見を建設業者の方に聞きたいという思いは理解できましたが、このアンケート文書を見ると、そんなことは理解できません。

まず、前文に書いてある与謝野町は議会中継を視聴されている町民の方から、与謝野町には織物業や小売業といったほかの業種、産業もある中で、なぜ、建設業だけが議会にあれだけ取り上げられているのか。また、毎年、町から公共事業を発注されており、ほかの産業に比べると、やはり建設業界は手厚く保護されている印象がある。

また、最低価格が決まっているということは、それより安く請け負うことがないわけで、やはりほかの産業より守られている。こんな文章が前文にいきなり出てくるわけですね。この文章を読んだ方が、幅広い意見が出たかもわかりませんが、気持ちよい受けとめ方で、アンケートに僕は答えられたとは思いませんが、この文章はなぜ必要だったのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） アンケートを実施するに当たりまして、アンケートの設問の内容につきましても検討をいたしましたし、それから今、議員がおっしゃいましたようなことや、それから町の思い、それから、こういった町民の声もありますよということを、全体を把握した上で、個々の業者さんの思いをお聞きするのがいいだろうという判断であります。

前段に、そういう町民の声を書いてしまうと、ちょっと言葉は忘れましたが、業者から十分なアンケートを書いてもらえないというような趣旨のご発言だったかと思えますけども、いや町のほうとしては、町の言い分もそうだし、それから町民の中には、こんな思いの方もありますよ、だけどその上で、業界といたしますか、個々の業者さんは、こういう声はある、町のほうにもあるけども、うちの会社は、私はこういうふうに思うということを書いていただきたかったというのが趣旨でありますので、そういったことでございます。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9番（家城 功） このアンケートを読みまして、僕は議員としても非常に遺憾に思っております。織物業はもちろん、小売業についても農業についても、議会ではいろんな方向から審議され、いろんな意見が出ております。建設業だけが議会に、あんなに取り上げられるほど、僕はウエートはないん違うんかなと感じております。そういった中で、こういう文書を町の業者に向けて、ましてや町の業者に答えを求めるとき、余りいいイメージがないような意見ばかりを取り上げられ、この前文に書かれたということは、町の建設業に対しては、町民から批判しかないということですか。町民の方は、決してそうではないと思えますよ。建設業の方にも感謝され、町が安心・安全で暮らせるのは建設業のおかげだと思っておられる方も、いろんな意見があると思うんですけど。

特に、突出して、この悪いとこだけを三つ上げられ、そういった中で、さまざまな思いを文字にして答えていただきたい。あんまり僕は伝わらんとしますが、その中で内容について、先ほど触れられました。特に私が気になったのは、地域貢献についてという3番目の質問でございます。

町の考えとしては、有償で契約している冬季の除雪、災害時における緊急出動など、本来、業務として考えるものであり、それに対する対価をお支払いしている以上、直接的な地域貢献とは考えられないと、きっちりと明記してあります。町民の方からもそのように聞いているとつけ加えられております。除雪をするに当たって、そういうような考え、災害復旧をするに当たって、そういうような考え、その中であなたが考える地域貢献とはどんなものですか。除雪は地域貢献じゃないんでしょうか。災害復旧は地域貢献じゃないんでしょうか、その辺の思いをちょっとお聞かせください。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 地域貢献のお話がありましたが、その前の前段のお話の中で、アンケートの前段に、ああいった否定的な意見ばかりを書いてももらったんでは、業者の方が不愉快といいますか、回答が書きにくいというような趣旨のご発言がありましたけども、現在、集計中ではあるんですけども、お送りいただいたアンケート、回収いたしましたアンケートを読みますと、あそこにああいった文言が前段記述してあるから、それが業者さんのアンケートの記述を妨げておるといような内容は、あまり感じられないというのが私の印象です。それぞれ業者の方は、自分の思

い、自分の会社の思いを綿々切々を書いていただいております。

それから、地域貢献ですけども、問いの3番で質問をいたしております。その下に町の考え、ただいま議員から披露がありましたようなことを書いております。町の考え方は、除雪に限らず、除雪も当然、契約を結んで町民の皆さんから預かった税金を対価としてお支払いしているわけで、ここに書いてますように、直接的な地域貢献とは考えにくいというのが町の思いであります。確かに議員の思いもそうであると思うんですが、早朝5時、実際にはもっと4時から、早くから起きて、非常に寒い中、困難な作業をさせていただいております。それはそれで本当にお金を払っているから済むという問題じゃなくて、気持ちの上では感謝を申し上げますけども、業務として考えるべきか否かと尋ねられますと、先ほど申し上げましたように、除雪だけを特別視して地域貢献であるということは考えにくいのではないかとというのが町の考え方でございます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 国土省のホームページを見てもらってもわかりますわ、この前の地震が来たときに、なぜ復旧が今、進んでいるか、もちろん地元の皆さんが頑張っておられる、それが第一です。ただ、地域の事業所、建設業者を中心とした事業所が一体となって取り組んでいる、それが地域貢献なんですよ。お金を払っとるんで業務か地域貢献かとしたら、業務である。それは行政的な見方、考え方だけです。常に私が言っております町民目線、考え方というのが、全くこのアンケートからは伺えません。今、アンケートの中身で、そんなに否定的な回答もないところもあったと、そらそうでしょう、会社名を書いて、連絡先まで書け、そんなアンケートで、うちの会社はここですわ、それだけ行政に対してこんだけ不満を感じてますわなんて、普通の気の弱い人やったら書けないと思います。その辺いかがでしょう。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほども申し上げましたように、建設業の皆さんには、今、除雪の話が出ておりますけども、今、先ほど議員もおっしゃいましたように災害時、除雪や災害時に建設業の業界の果たす役割は非常に大きなものがあるということで認識をいたしております。

そういった意味では待ったなしでありますので、大変感謝を申し上げておるとというのが、私の認識であります。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 感謝を申し上げときますというような答えですが、感謝は文字にしてあらわすべきだと僕は思いますよ。

設問の町の考えという欄を、例えば、最低価格の設定方法については、独自で算出する算出式では根拠が不明瞭であることからというような書き方や、最低価格の事前公表については、全国的に見ても予定価格の最低価格を公表している否かに関係なく、価格競争は激化しているとか、その辺は全部職員側からの、行政側からの目線ですわ。

このアンケートをお配りになられたときに、僕、総務委員会の委員長もしておりますし、また前からの請願のときのあれもあって、いろんな建設屋さんも、トータルで20件ほど回らせていただきました。そういった中で、10人の方が、もうアンケートをいただいた時点で電話がかかってきてますよ。業者を全くないがしろにしとるんちゃうかと、そういった中で、このアンケートも含めまして、非常に行政の方の考え方というのは、発注する仕事は職員個人がしとるよ

うな感覚でおんなれへんかなと、行政の仕事というのは、もちろん町の仕事、すなわち町民が依頼する仕事であると僕は考えております。

そういった中で、あたかも職員だけが自分の都合だけで対応に当たっておられないかなと、そういった結果が今回の事件にもつながってきとるんではないかなというふうに感じております。

透明性という話の中で、信頼とか、いろんな言葉が出てきました。僕は、先ほど多田議員の答弁の中で、教育長は真の信頼はできていなかったんじゃないかなというような答弁をされました。確かに真の信頼ができていない。だけど偽りの信頼みたいなもんが当たり前になってはいないかなという気持ちが、すごい強く感じました。変に信頼だけをして、下から上がってくる仕事を、上が信頼だけをした中で処理をしてる結果が、今回の事件であり、今までの取り組み方、また、このアンケートにも出てきているのではないかと考えておりますが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） まず、町民目線で考えてないというお話でしたけども、これまた、議員のおしかりを受けるのかもしれませんが、町民の皆さんから貴重な財源、税金をいただいて公共工事の形で発注、執行するわけでありますので、当然のことながら、町民目線で町民が理解していただけるような内容、方法で工事は発注しなければならないというふうに思っております。まさに町民目線で業務は進めておるつもりであります。

それから、先ほど今回の不祥事の遠因にもなっておるんではないかということで、役場の仕事を職員個人が発注しておるかのようなご発言がありましたけども、先ほど多田議員のご質問の中でもお答えしましたように、あくまで組織の中の個人として、役場組織として町として全ての仕事は発注しておりますし、執行をいたしておりますので、そういうような受けとめ方をなされるのは、いかがなものかなという感じがいたしております。

すみません、もう1点、答弁漏れがありましたら、また、ご指摘いただきましたら。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 全てが最初の質問の、一番最初に私も述べましたように自助、共助、公助の精神は当然持っております。ただし、行政が改革すべき点が必要だという中で、私は、この質問をさせていただいております。理解をする気持ちを持っていただかないと、変えようという意識がない限り変わりません。

その中で6年半の間に二人の警察ざたの不祥事が起こりました。1回目のときも二度とこんなことがないように、きちっとした対応をして取り組んでまいりたいと、そういつて4年後に、また逮捕者が出ました。一体、何をされたのかなと振り返りますと、先ほどの多田議員の質問ではないですが、最低価格の事前公表が取り組まれただけで、何ら改善はされておられません。そういった謝罪をお聞きするのはもうよろしいので、どう変えていくのか、どう声を受けとめていくのか、そういう気持ちを切りかえていただかないと、次に第3、第4の事件は必ず起こります。

そういった中で、人事管理を徹底して責任の所在はもちろん、職員のモラル、先ほどから最低価格を聞き出す行為だとか、それを漏らす行為だとか、何ぼ聞き出しにこられても、職員一丸が漏らさないよという姿勢をとれば、そんな事件は起こりません。そのモラルの徹底ができてないから事件が起こっただけのことです。

最後に、指名委員会だけでなく、有識者も参加した中で、もっと多くの方の意見を取り入れた

入札監視委員会、そういうような組織を立ち上げられとる自治体もございます。そういったものも組織して、あらゆる方向から管理、監視をする、改善を図る必要がないかと考えますが、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 確かに議員がおっしゃいますように、19年2月、そして今回と、5年半の間に2回も不祥事が発生をいたしました。その限りにおいては、その間、いろんな取り組みをしとったとしても、結果として8月29日の逮捕という、こういった、現前とした事実がある中では、この間の取り組みが不十分だったと言われても仕方がないことだというふうに思っております。

多田議員のご質問にもお答えをしたかと思えますけども、第三者を含めた委員会を設置し、それを真相究明委員会と銘打つのか、再発防止委員会と銘打つのか、あるいは両方の委員会の機能を持たすのか、今、関係者で最後の調整をいたしておりますけども、再発防止に向けては、議員が言われますように、もう2回目やということですので、もうこれ以上、こういったことがないようにしっかりと委員会の中で検討を進めてまいりたいというふうに思います。

それから、最後のほうで入札監視委員会ということを確認おっしゃったと思うんですが、指名委員会と同じような組織で、与謝野町にも入札監視委員会はございます。これは、何年か前に、近く行われる入札について、問題があるんじゃないかという張り紙でしたか、投書でしたか、いただいたことが発端で、要は、そのときの、そういったときにきっちりと調べる対応を研究する。最後は、公正取引委員会への通報、さらには警察ということも考えられますけども、そういった対応をするがための入札監視委員会は既に与謝野町の中にございます。以上でございます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） その監視委員会のメンバー構成はどうなっておりますか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 入札監視委員会は指名委員会のメンバーと一緒にです。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 私が申し上げた入札監視委員会は、先ほど私がずっとしゃべるとる意味を理解していただければわかると思うんですが、同じメンバーでやっても何の意味もありませんよ。

有識者も参加した中で、いろんな方面から意見を聞きながら、また民間の方も入れて組織する、そういった中で監視をするんですよ。その委員会を立ち上げる必要がないかと感じておりますが、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 与謝野町の場合は、公正入札監視委員会という名称でございます。具体的には、そういった談合情報等があれば、監視委員会を開いて、その対応を決めるということでもありますけども、その情報の真意を確認すると、場合によったら、これは談合情報らしきものだけでも、談合情報としては扱わないというような判断をする、場合によったら談合情報として扱って、例えば公正取引委員会に報告をする等々をするわけですけども、指名委員会で審議をした案件について、そういった話があった場合の対応を相談をするわけでありまして、外部の有識者をお願いして、構成をする必要はなく、指名委員会のメンバーで確認をすれば十分事は足りるというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 入札監視委員会と私、言いましたが、もうどうでもいいです。入札を管理するような委員会をつくるべきではないでしょうか。そういう思いです。事足りるということですが、例えば、今、行われておる落札が偏っているとか、随契の契約でも、そういうようなチェックができるとか、行政の組織された入札に指名委員会だけでは理解できないところを、意見を述べたり、監視したり、また、そういった最低価格だとか、そういうような話が出たときに、そちら側の意見を聞いたりとか、そういうような組織が必要ではないかなと、そういった管理をきちっとしなければ、次の事件が、また起こるのではないですかというような思いで発言させていただいております。いかがですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 私の受けとめ方が悪いのか、理解が足りないのか。先ほど申しあげましたように、公正入札監視委員会は、入札案件について談合情報等があれば、対応する組織であります。

議員がおっしゃいますように、日常的な指名、あるいは条件つき一般競争入札のあり方を監視するということでもありますけども、それが指名委員会では不十分なのか、ちょっとその必要性について、いま一、その理解が、私はしにくいですけども、四六時中、入札の状況、今回の入札はどこの業者がとった、たまたまあの業者が続いた、おかしいというようなことだけで、その委員会が必要なかどうか、ちょっとその辺が疑問に思うところであります。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） まあやりとりしとっても次にいきませんので、この今のやりとりは各指名委員会に入られとる課長さんもお聞きだと思うんで、家城はこういう思いで言うたん違いますかと、アドバイスをしていただける方がおったら、しといてください。

8月9日に公共事業の入札等に関する改善についての要望ということで、また、町長に宛てて19の業者が署名、捺印されて要望書を提出されております。今、建設業の皆さんにおかれましては、当然、織物業も一緒ですし、小売業も一緒ですが、建設業の皆さんにおかれましても、非常に厳しい今、経営の状態を強いられておられます。

そういった中で、こういった改善を求める要望というのが出てきております。当然、議会でも見直しについての可決がされました。そういった皆さんの思いが、なぜ、こういうふうに文書であらわれ、また議会で議決され、そういうことをもう一回振り返っていただいて、どうしていくべきが一番大事なのか、それを考えていただければ、先ほどから何回も申しておりますように、改善はされるどころか、今がベターの中で逮捕が二人というような話になってしまうと私は思います。

変える中で、変えてあかなんだら、また変えたらええんです、変えずしてずるずるきているから、4年間の間にもう一人出たわけですわ。いろんな取り組みをされたというて、今、副町長述べられましたが、先ほどから言いますように、最低価格がおもてに出ただけです。管理体制だとか、内部のシステム、何も変わってません。変わらないからすき間ができ、すき間を目掛けて業者が来て、業者が来たから乗ったのか、職員が業者を乗らせたのか、その辺は私は知りません。しかしながら、変わっていないからそういうようなことが再発したわけです。

いま一度、考え方を基本に戻して、今までの従来の考え方を捨てた中で、ゼロから話し合う必

要があると思いますが、最後、ひとつその辺どう思いますか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 家城議員からは幾つかのお話をいただきました。ちょっと順番にはならないかもしれませんが、お答えをさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃいましたように、また、先ほどのアンケートの答弁の中でも少し触れましたけれども、アンケートを実施してます途中、8月9日に町内の土木一式A級とB級、都合6社、7名の方がお見えになりました。そして、町長宛てに入札等の改善についての要望書、4項目にわたっていただいております。

議員がおっしゃいましたように、全部で21社ありますので、そのうち2社は要望に名前を連ねておられませんけれども、19社、ほとんどの方が名前を連ねて、要望をされております。その日は町長や私、それから指名委員会の事務局等で話はお聞きして、具体的に、じゃあ要望の向きについて、これはこうします、ああしますというお話までは至りませんでした。4項目の中には、もう既に町として実施をしておるようなことも書かれておりました。

例えば、町内に本社を置く業者への発注、これはもう以前から与謝野町内に本社、本店を置く業者にしか発注はいたしておりません。町外に本社、本店を置く業者につきましては、舗装に代表されるような特殊工事のみでありますので、こういったことは要望には書いていただきましたけれども、既にやっていますよというお話をさせていただきました。

それから、最低制限価格のさらなる見直しということで、予定価格の90%を早期実現してほしいと、この90%という数字がどういった意味合いがあるのか、会社によっては思いが違うようでもありますけれども、その辺もとりあえずお話を承ったということでもあります。

それから、議員は新町になってから、この入札制度あるいは業者のランク分け等々については、19年4月から最低制限価格と予定価格の事前公表がなされた程度で、何も変わっていないというふうにおっしゃいましたけれども、そんなことは全くないんであって、議長のお許しが得られれば19年度から、この24年度まで、こんなことを取り組んできたというのを申し上げたいぐらいたくさんのお話をやっております。

議員がおっしゃいましたのは、事前公表をしたということと、同じランクで入札会場に同席をされていた、いわゆる相指名業者間の下請禁止が解除されたという、この2点をおっしゃっていただきましたけれども、入札制度、あるいは指名制度につきましては、本当に毎年毎年、多くのことを改善改革をいたしておりますので、議員がおっしゃるようなことはございません。

答弁漏れがございましたら、また、ご指摘をいただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9番（家城 功） 私、1回目の質問で改革を全くなされてない、今は、されてないと2回以降では言いましたが、1回目のときにされとるんはされると、私もわかっています。ただ、業者の立場とか、町民の立場で考えられた改善がされてないということです。

今の要望書の中の3番、これは既にやっていると副町長、今、答えになられて、これ触れなくなっただけですわ、次、時間がないんで。特殊工事を省き、府内に本社を置く企業としていますと、特殊企業以外は一応置いとるといふ、今、表現されとるんですわ、ここは。

例えば、舗装工事だとか特殊じゃないんですよ。町内業者でもできることをやらせてくれと書

いてあるだけなんですわ、これ。あくまでも内容を理解してもらわんと、お願いしても伝わらんということです。そういう視点で考えてほしい、それが全てだということをお伝えしております。どうか理解してほしいんですけど、その辺いかがですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） まず、要望書の3項目目につきまして、議員がおっしゃった業界の思いは、直接文字にはあらわれておりませんが、そういったお気持ちがあることは承っております。ただそれを受けて、町としてどう判断するかということは、また別の話でありますので、それはご理解をいただきたいと思います。

それから、この公共工事につきましては非常に難しい、なかなかベストの回答は、方法は見つからないということを最初に申し上げました。議員がお怒りになりますけども、ベター、ベターということでお怒りになっておりますけども、やはり公共工事、その財源は町民の皆さんからの貴重な税金が財源であります。これを使って公共工事を発注する町の立場と、それから仕事を受ける業者の立場、これはなかなか双方でわかりましたと、この方法が双方、一番納得ができますという方法につきましては、なかなか困難であります。

また、業者から発注側の町の理解といいますか、了解のほかにも、先ほど申し上げましたように財源の、主たる財源は税金であります。町民の方にも理解をいただくような方法でなければ、業界と行政発注側が、もうこれでいこうというだけでは、やはりいけないんじゃないかなと、だからこそ難しいんだというふうに思っております。

町民と一言で申し上げましても、もちろん業界の方も、我々役場の職員も町民でありますけども、それ以外の町民の方も非常にたくさんおられるわけでありまして、たくさんおられる町民の方が、それぞれいろんな思いをお持ちです。そんな中で、なかなか、おしかりを受けますけども、ベストの方法が見つからないというのが実態でございます。当然のことながら、今後も要望や請願を受けて、どういう方法が考えられるか、引き続いて検討は精力的にしていきたいと思いますというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 検討をしていただく中で、一旦、今までの考え方、観念を捨てていただきたい。それが先ほどお願いした内容です。

町長がいつもキャッチボールという言葉が使われます。私以前、議会で言いました。キャッチボールとは、相手の胸を目がけてボールを投げる。受けるほうも、ここだっけきちつと示す、それがキャッチボールですよと僕は少年野球で教わりました。そのキャッチボールをする姿勢をもう一回見直していただきたいと思います。

ナンバープレートについては、また決算でやらせていただきたいと思いますので、以上で、私の質問を終わります。

議 長（赤松孝一） これで、家城功議員の一般質問を終わります。

大変、休憩時間が短いというおしかりを受けてますので、4時まで休憩します。

（休憩 午後 3時42分）

（再開 午後 4時00分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じてまして、会議を再開いたします。

次に、3番、有吉正議員の一般質問を許します。

3番、有吉議員。

- 3 番（有吉 正） それでは、本日最後の一般質問をさせていただきます。副町長、ご答弁よろしくお願いを申し上げます。

私は通告のとおり、野田川洪水ハザードマップを生かしたまちづくりということで、5点ばかり質問をさせていただきたいと思います。洪水ハザードマップですね、これは裏表あるわけで、北部版と南部版とがございます。平成19年度に与謝野町、合併してから平成19年度に全戸に配布されたと記憶をしております。このマップは平成16年10月20日の台風23号の1時間雨量53ミリ、24時間雨量352ミリの浸水地域が色分けがしてあり、土石流による土砂災害、急傾斜地崩壊危険箇所も記載をされております。ちなみに私が住んでおところは、土石流の危険の区域にも入っております。東日本大震災の津波の教訓を踏まえ、平成23年度には津波対策のための避難所、避難地、公的施設の海拔高一覧表が全戸配布されました。

住民保護のために、これからのまちづくりに、このマップを生かさなければならぬ。そういった点から質問をさせていただきます。

まず第1点は、加悦庁舎の浸水は大丈夫でしょうか。今、総合庁舎に向け検討委員会が設置され、総合庁舎に向けての検討が進められております。町の提案では、加悦庁舎を総合庁舎の本庁舎とする案になっております。さて、このハザード洪水マップでは、加悦庁舎は紫色、浸水想定水深2メートルから3メートルとなっております。以前、議会で建設課長の答弁は、野田川本流の浚渫は完了し、台風23号のような堤防の決壊は起こらないとのご答弁でしたが、私は、このマップを見る限り、堤防の決壊はなくても、野田川の水位が高くなれば、加悦庁舎浸水の可能性は十分に、このマップからは伺えるのではないかと、このように考えるわけでございます。どうか、総合庁舎に向けて、後世に憂いを残してはいけません。しっかりとご答弁をいただきたいと思います。

次に、岩屋川の上流への改修予定、野田川の支流である岩屋川と加悦奥川の改修が今、京都府によって進められております。岩屋川の上流への今後の改修予定をお聞きしたいと思います。

現在、幾地のところまで、海老川まで行く予定でございます。そして、岩屋川の自動転倒の井堰を上を持って行って、そして新たな農業用水路を設け、そのような今、工事が済んだところでございます。自動転倒井堰の整備をもっともっと岩屋のほうに向かって進めていかなければ、今の堰板の井堰は岩屋川上流には、岩屋区域には7カ所あるわけでございますが、これをやっぱり少なくしていくことが、早く改修していただいて、自動転倒井堰にすることが、やはり災害に強いまちづくりの一環になるのではないかと、このように思っております。

次に、農業政策の推進であります。肝心かなめの農業委員さんの待遇の改善についてお伺いをいたします。ことしの7月に、農業委員選挙がございました。無投票で20名の選挙委員が選任されたわけでございます。4名の議会選出の委員のうち2名は女性委員であり、新しい農業委員会に期待をしたいと思っております。

まず1点目、農業委員の年俸の見直しと全国農業新聞の無償配布、これができないかということでございます。昔、旧町野田川の農業委員をしていた、大分前になるわけでございますが、農業委員には全国農業新聞が、勉強のために無償配布されていたことがございます。

次に、選挙人名簿の整理についてお伺いいたします。選挙権の有資格者は一反以上耕作、そして60日以上、農業に従事すること。ざっと、このように大まかになっていると思います。

やはり、まだ一般町民にとって、住民にとって農業委員のことが、あまりよくわかって、浸透していないというのが私も感じられますので、選挙のこと、また農業委員会のこと、一般町民にもわかりやすい農業委員会になるよう事務局に期待をしたい。そして、農業政策が推進されますよう期待したい。この点についてお考えをお伺いいたします。

次に、農業振興地域整備事業でございます。平成24年度予算400万円で計画策定、予算が400万円ついております。どのような方法で計画を策定されるのか、また、進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。

農業振興地域というのは、非常に大事なことでございます。農地を、地域を荒廃から守るための農業振興地域の策定でございますので、行政の強い指導力が必要ではないかと、このように思っております。今、国では中山間直接支払制度、これが13年目が終わろうとしております。また、農地・水・環境向上対策共同活動が6年目を迎えております。また、昨年より向上活動、これが2年目でございます。農地・水・環境向上対策は、大変事務処理が難しく、それぞれの農家、大変苦勞しておられると思いますが、この国からのお金によって農地が管理され、また、水路等々、整備されていく、今後の農業にとって非常に重要な役目を持っていると思います。どうか農振農用地、あわせて行政の強い指導が必要ではないかと、このように今後の与謝野町の農業を考えることにおいて、強い指導力を発揮していただきたいと、このように思っております。

次に、農業振興公社の立ち上げについてお伺いをいたします。

この農業振興公社、園部にもありますし、全国にはいろんなところが、いろんな公社がございます。そして、国の農政をいかに地域で守っていくかと、国の農政、府の農政とのつなぎ役をしておられるのではないかと、このように考えております。法人だとか、集落農業生産法人だとか、国では大変そういったものを立ち上げなければ補助金は出ないと、こういった指導が続いておりますが、この点についても町のお考えをお伺いをいたします。こういったものもつくらなければ、周辺地域は、農業が崩壊するのではないかと、このように危惧するところがございます。副町長のお考えをお伺いいたします。

最後に、災害に強いまちづくりと都市計画の策定についてお伺いをいたします。

下水道整備も一部未整備地域はあるわけでございますが、完了が間近となりました。せんだって、一般会計補正予算で井田議員のほうからの質問もあったわけですが、大体、私もつかめてはおりますが、この計画策定が今後、国の考えとは別個に、町自身、この災害洪水ハザードマップ、これを生かしたまちづくりをやっていたいただきたいという思いで、都市計画とあわせてお伺いをいたします。1回目の質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 有吉議員ご質問の一番目、野田川洪水ハザードマップを生かしたまちづくりの1点目、加悦庁舎の浸水は大丈夫かについてお答えをしたいと思っております。

野田川洪水ハザードマップは、平成19年に作成をされておりますが、この資料は、京都府が平成18年度に作成されました野田川想定氾濫区域図を参考にしたものでございます。ご承知の

とおり丹後地域で観測した最大降雨量、時間雨量53ミリ、24時間では352ミリでございますが、この最大降雨量に基づき野田川本流の堤防が破堤したときの浸水状況を示したものであり、ハザードマップによれば、加悦庁舎での浸水水深は2メートルから3メートルとなっております。野田川の河川改修計画は、現在5年確率年、すなわち5年に1回起こるであろう被害雨量のことでございますが、これを想定して河川改修が行われております。平成16年の台風23号災害では、加悦庁舎の上流部は河川改修が行われておらず、脆弱な堤防と相まって大きな被害が発生をいたしました。その後、平成17年度から平成19年度にかけて、災害復旧助成事業により約1.2キロメートルの河川改修が行われましたが、台風23号時の雨量が5年確率年に匹敵することから、その計画を踏襲する形で改修整備が行われました。したがって、台風23号クラスの雨量については、大丈夫であると判断をいたしております。

次に、岩屋川の上流への改修予定についてお答えをいたします。

ご質問にお答えする前に、岩屋川の改修状況について、ご説明をさせていただきます。岩屋川の改修は、平成20年度から十王堂橋と海老川合流点上流の井堰移設箇所までの800メートル間の改修に着手をいたしまして、23年度末で二本松橋の少し上流まで完成している状況でございます。

ご質問の岩屋川の上流への改修予定ですが、海老川合流点より上流の改修計画については、今のところないと京都府からお聞きをいたしております。河川改修とあわせて豪雨時の自動転倒井堰の整備を早く進めなければならないとのことですが、改修区間内にある井堰につきましては、改修時にあわせてファブリ井堰等に改良されてきており、豪雨時への対応に配慮できるものとなっております。しかしながら、未改修区間の固定井堰については、井堰管理組合等で改良していただくしか方法がないのが現状で、多額の費用が必要となりますので今後の課題であると思っております。

2番目の農業委員の待遇改善についてお答えをいたします。

1点目の農業委員の年俸の見直しと全国農業新聞の無償配布についてですが、農業委員会は、農地等の利用関係の調整、遊休農地の解消、その他農業全般にわたる問題を農業者の創意と自主的努力によって総合的に解決していくことを目的とした農業及び農業者の一般的利益を代表する機関であり、先月には、農業委員の改選があり、引き続きお世話になります方が15名、合併前に委員をされていた方が3名、新任でお世話になります方が8名となっております。また、町議会からは女性の方を2名推薦していただき、与謝野町農業委員会では初めての女性農業委員の誕生となっており、新しいメンバーでの委員会活動に期待をしております。

現在は26名で、管内1,100ヘクタールを超える農地を対象とした活動をしていただいておりますが、合併前と比べますと委員1人が担当する面積は大幅にふえ、また平成22年12月に農地法が改正され、遊休農地に関する措置として、農地の利用状況調査が農業委員会の法令業務とされ、毎年全ての農地の利用状況を確認する必要があるなど、活動がふえました。また、伊根町におきましては本年度より農業委員の報酬が増額され、当町以上の額になったことは承知をいたしております。今後、類似団体、近隣市町の状況及び本町の財政状況を総合的に考慮し、報酬額の見直しを検討してまいりたいと考えております。また、全国農業新聞の無償配布についてですが、農業や農家の皆様に関する情報提供は、農業委員の大事な活動であり、そのために全

国農業新聞等により情報を収集することは欠かせないことと認識しており、ぜひとも今後とも引き続き自費で購読していただきたいと存じます。

2点目の質問、選挙人名簿の整理でございますが、農業委員会委員選挙人名簿は有権者からの申請に基づいて、その選挙資格を調査して作成する申告調整名簿となっており、その整理は選挙管理委員会が行っております。本年行った調整方法は、各地区の農事組合長さんに、登載申請書の配布及び取りまとめをお願いし、選挙権及び被選挙権の有無につきまして、農業委員会の委員と事務局職員で、一つ目には、町内に住所があるか、二つ目には、年齢が満20歳以上であるか、3点目には10アール以上の農地で耕作の業務を営んでいるか、もしくはその同居の親族、または配偶者で年間おおむね60日以上耕作に従事しているかの3点を調査確認をいたしております。

また、登載申請の漏れがないように農業委員会が発行して町内全戸に配布しています「農業委員会だよりよさの」の第11号でも、提出忘れがないよう広報を行ったところでございます。今後も、引き続き登載申請に漏れがないよう努力してまいりたいと考えております。

3番目の平成24年度農業振興地域整備事業についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の計画策定、予算400万円でございますが、この方法と進捗状況についてですが、現在、使用しております計画書は、合併前の旧3町で策定したもので、農振農用地の編入や除外に係る申請があれば、その都度、協議等を行い対応はしているものの、前回の全体見直しを実施した時期が、旧加悦町が平成11年、旧岩滝町が平成12年、旧野田川町が平成8年ということで、かなりの年月が経過したものを使用している状況でございます。本来でしたら、合併後のなるべく早い時期に全体見直しを図って、新町としての計画書を策定すべきであったところですが、上位計画であります土地利用計画や都市計画の見直しなどが行われていない状況では農振整備計画を策定しても、土地利用計画などが見直しをされ、内容に変更が生じた場合は策定した農振計画が無駄になるということも考えられるため、全体見直しを行わずに現在に至っている次第でございます。

しかしながら、平成23年1月に京都府が農業振興地域整備基本方針を変更したことに伴い、府内市町村も速やかに全体見直しを行わなければならないということになったため、今年度、全体見直しを行うことになったものでございます。計画策定の方法は、指名競争入札により業者選定を行い、業者に委託して行うもので、2カ年をかけて策定する予定となっており、今年度は基礎調査業務ということで、農業振興地域整備計画基礎資料、基礎資料付図、農用地図面の作成及び農業者を対象にした意向調査を行い、来年度には整備計画策定業務を行うことにしております。今年度分の進捗状況は、現在、農用地図面の作成に係るデータの整理や意向調査用のアンケート調査票の作成を行っているところでございます。

2点目の地域を荒廃から守るための農業振興地域の計画策定についてでございますが、農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて策定するもので、町の農業振興に係る基本方針と、それに基づく計画的な土地利用を定めるもので、優良農地をいかに守るのが計画の中心でございます。したがって、農振農用地に指定することで優良農地を荒廃から守ることは可能ですが、耕作条件の不利な農地を含めた全農地の荒廃を防ぐことはできないものと考えております。

3点目の農業振興公社の立ち上げについてですが、公社の役割というのは、農地の利用調整や担い手の育成といったところであると思います。当町では農業生産法人が3社、また、意欲ある大型農家もたくさんおられるため、そのようなところに農地を預けることも可能でございます。また現在、京都府では「人・農地プラン」の京都府版である「京力農場プラン」の策定が進められております。これは高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、5年後、10年後の展望が描けない地域がふえているということで、地域の皆さんで話し合っ「京力農場プラン」をつくっていただいて、今後、中心となる経営体はどこか、その経営体に、どうやって農地を集積するか、あるいは離農された方の農地をどうするかなどをプランの中で決めていただき、地域全体で問題を解決していこうとするものであります。

農業生産法人や個別経営体の育成、その経営体への農地集積を検討していただき、地域農業と農地をいかに守るのかを考えていただくことが、まずは大切であり、議員が言われます農業振興公社の立ち上げにつきましては、そういった取り組みの結果として必要となった場合、検討していかねばならないのではないかと考えております。

4番目のご質問、災害に強いまちづくりと都市計画の策定についてですが、議員もご承知のとおり、我が国は、経済の停滞、急速な少子高齢化社会など、社会経済情勢が大きく変化する中、一貫した人口増加傾向のもとに都市が拡大する都市化社会の時代は終えんを迎えました。このような中、国においては、都市計画法の抜本改正に向け、多様な土地利用計画を定めることができる仕組みを目指して現在、議論をされております。

他方、与謝野町では計画的な土地利用と都市計画区域の再編の必要性について、平成20年度に行政側で調査した結果、少子高齢化が進む本町では土地利用規制と都市施設整備を両輪とする発展型のまちづくりより、持続型のまちづくりを目指す中では、準都市計画制度を利用した方がいいのではないかと結論となり、京都府との協議を進めた結果、現在、議論されています都市計画の抜本改正の状況を把握したほうがいいのではないかと、指導を受け入れることになりました。その後の状況ですが、国の都市計画制度小委員会で検討されていますが、多様な土地利用については、いまだ明確な方向性が見出されていない状況と判断しており、今後の動向も含め京都府と協議をしてまいりたいと考えております。

以上で、有吉議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 都市計画については、わかりました。

そこで、まず1点目の加悦庁舎の浸水は大丈夫かということについて、再度、質問させていただきます。加悦庁舎のあたりにも、いわゆる、ここに浸水のマークがついておると。それから旧野田川町の中、例えば亀山、あるいは堂谷あたりにも同じような印はついております。よく野田川の、旧野田川時代にかすみ堤防等々、いわゆる堤防の上からわざとに水が流れるというような仕組みになっておるとということも勉強させていただいたんですが、いわゆる堤防が決壊しなくても、どうしてもつきやすいところがあるというのが、私は、このハザードマップではないかというふうに思っております。ですから、再度、確認のために質問するわけですが、決壊しなければ、この加悦庁舎は本当に大丈夫なのか。そこら辺、科学的にというのか、土木技術的にといいますのか、そこら辺もあわせて、私は調べる必要があるというのか、お聞きしたいなという

ふうに、ご答弁を期待しておったわけですが、その点、再度、質問いたします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 加悦庁舎での浸水水深が2メートルないし3メートル、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、野田川本流の堤防が破堤したときの浸水状況でございます。

もう少し、詳しい考え方を担当課長、建設課長から答弁させていただきます。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。現在、ハザードマップにつきましては、先ほども答弁がございましたように、平成18年度に京都府で作成されました、いわゆる野田川氾濫区域図をもとにして、このハザードマップができております。したがって、これを見させていただきますとわかりますように、台風23号の関係で一番降雨が降ったというのが宮津市の上世屋の部分でございました。そこのところで時間雨量53ミリ、24時間雨量が352ミリというふうなことを想定いたしまして、それを想定する中で河川の堤防が切れたというふうなことを想定しての、この氾濫区域図でございます。したがって、この今の、ちょうどこの加悦庁舎の辺につきましては、先ほども答弁がございましたように、5年確率年で改修整備が行われております。それは野田川の河口からずっと5年確率年で今、整備が行われているというふうな状況でございます。

この当時、ちょうどこの上流側の部分が破堤したわけですがけれども、当時の雨量が大体、7時間から8時間で、この加悦地域のほうで大体270ミリだったというふうに記憶をしております。そのときに今の堤防が脆弱だったというふうなことで、破堤をして、この辺の部分が浸水をしたということでございました。したがって、今、このハザードマップの352ミリ、また、時間雨量53ミリというふうなことを想定いたしますと、確かに堤防が切れた場合には、そういうふうな浸水が発生するだろうというふうなことで、このハザードマップができておりますので、そういう場合に、切れたという想定の中で、このハザードマップができておるというふうにお考えがいただきたいというふうに思っております。したがって、先ほどございましたように、いわゆるはかる位置が、いろいろと場所が違ってまいりますので、そういう結果になるだろうというふうに思っております。

今、5年確率年というふうな話が出ましたけれども、今、この野田川支流河川も含めると、野田川の流域というのは約100平方キロあるというふうに言われておまして、その部分に全体で約38ミリの雨が降ったときに、今の5年確率年の値を示しているだろうというふうに、逆算を計算すると、そういうことになるそうでございます。したがって、100平方キロといいますと、大変広い範囲でございまして、その地域に満遍なく、そういう格好になってきたというふうなことを想定した場合の雨量というふうにお考えがいただきたいというふうに思っております。したがって、今、この352ミリというふうな場合につきましては、そうやって破堤したときには、そのぐらいの水深が出てくると違うかというふうなことでご理解がいただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） なかなか専門的で、私もわからないところがたくさんあるわけなんです。

1点お聞きしたいのは、例えば、旧野田川町の中でも雨が降って道路が冠水したり、店が冠水

したりということはありません。これは別に野田川が破堤がするわけではない、普通の雨で、ある意味、地域的に豪雨かも知りません。そういうことはございます。

そこで、この立派な加悦庁舎なんですけども、前は加悦鉄の駅舎があったわけですか、この地域に昔から、そういった豪雨時、あるいは台風時に水がついた、台風23号以外ですね、昔から旧庁舎と違いますよ、加悦の、そういったことはなかったのかどうか、これちょっと確認したいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 建設課長からお答えをさせていただきます。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。台風23号以前にも、この加悦庁舎の少し前の辺につきましては、一番低いところだというふうに言われておまして、台風23号以外でも浸水がございました。ただ、この庁舎をつくるときに、この辺一帯の部分が、そうやって土地が低いというふうなこともございまして、この庁舎をつくる時に排水計画の見直しをさせていただいたというふうに記憶をしております。高さ自体は確かに低いというふうなことでございますけれども、できるだけ今の庁舎のちょうど元気館と府道とのある間の部分の、水路のほうに放流をかけるというふうなことで、一定整備はさせていただいております。この今の庁舎の造成をするときに、そういうふうな排水計画の見直しをさせていただいたというふうにございます。

ただ、確かにたくさん降ると、今おっしゃったように、いわゆる内水氾濫と申しておりますけれども、この河川の水位が上がることによって、排水が不良に起こしてしまって、そうやって水がつくというのを内水氾濫と申しておりますけれども、そういうふうなところには今、確かにその前のところはなりやすいというふうな箇所になっております。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3番（有吉 正） この質問は、もうこれ以上はいたしません。私も総合庁舎にはしなければならないと思っておりますし、いずれの場所であっても、やはり総合庁舎に持っていかなければならない、しかし、やはり同じするなら、やはりよく検討もしなければならないという思いで質問をさせていただいたわけでございます。

続きまして、農業委員さんの全国農業新聞の無償配布はできないというご答弁だったと、お金を払っていただく、これはこれで当たり前なことだと、ある意味では、ある意味ですよ。しかし、農業委員だから、これを取れと、まして人にも進めてこいというのが、私自身も農業委員をやっておった経験で、大変な作業をしていかなんというふうな中でございますので、これはぜひ年俸といいますのか、それについては考えていただきたいなというふうに思っております。これについては、そういうご答弁をいただきましたので、近隣市町を見て考えると、伊根町さんは上げられたと、どれぐらい上げられたかわかりませんが、せめて、副町長、全国農業新聞、お幾らかご存じでしょうか。ご存じだったら結構でございますが、その辺は考えていただきたいなというふうに思いますので、要望としては、議員報酬の1カ月分をと、近隣の市町の農業委員さんからは、行政のほうにそういう要望が出ておるのではないかとというふうに思っておりますので、その点あわせて考えていただきたいと、このように思いますが、いかがでございますか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 私も、この立場になりましたから全国農業新聞、1週間に一遍、金曜日ですけども、取らせていただいています。1年間分まとめて7,200円、月額600円をまとめて口座から引き落としなんですけども、農業新聞、いろんな情報が出てます。たまに見てますと、この地域のこと、それから与謝野町農業委員会での活動が出たりとかいうことで、身近な記事も出てますし、先進的な事例も出てますので、農業委員の皆さんには、ぜひとも読んでいただきたい、知識を深めていただきたいというふうに思っております。

月額600円、年額7,200円のことなので、そのぐらい公費でといいますか、農業委員さんの負担によらずに大変な農業委員の仕事をお願いしてるんだから、もう無料で配れないかという考え方も一つでしょうし、いやいや農業新聞は自費で購入いただく、そのかわり農業委員会の委員さんの年俸といいますか、これをふやすという考え方、さらには宮津市のように交通費についても考えていったらどうかと、いろんな考え方があろうと思います。伊根町さんも確かに会長さんにつきましては、与謝野町が15万円に対して、伊根町はことし16万8,000円ということで1万8,000円、本町よりも高い状況が出てきております。

先ほど申しあげましたように、大変なお仕事をしていただきますので、農業委員さんの年間の報酬を考えるのは、引き上げを考えるのか、農業新聞の新聞代で町として、そのご労苦にお答えするのか、この辺はちょっと近隣の状況なんかも参考に、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3番（有吉 正） 農振、農業振興地域整備事業でございますが、先ほどの1回目の質問に対するご答弁の中では、いわゆる優良農地を守るために、これをつくるんだと、優良農地、いわゆる条件が悪い農地は、もう守れないんだというような、農地を守れなければどうなるんだということなんです。山に戻すか、宅地も、私はなかなかできないだろうと、この時代ですから、その辺について副町長のお考えがお伺いしたいと、このように思います。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほど議員がおっしゃいますように、この計画は、優良農地をいかに守るのが、この計画の中心であると、したがって、農振農用地に指定することで、優良農地を荒廃から守ることはできますけども、耕作条件が不利な農地を含めた全農地の荒廃を防ぐことはできないというふうに申しあげました。基本的な考え方は、そういうことだというふうに、私も認識しておりますけども、もう少し詳しい補足説明ができるかもしれませんので、農林課長からお答えさせていただきますと思います。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。農業振興地域整備計画の、農振農用地の指定をすることで、優良農地が守れるかどうかということで、農振制度の制度上の問題としては、農用地指定をしたところではないと、なかなか農地は守れないということだということで理解をしていただきたいと思えます。

だから、耕作条件の悪い山際の農地が荒れたらいいんだということではないということです。それはそれで守っていただきたいわけですが、農振制度の問題点としては農振農用地、優良農地を一団の農地を守っていくんだということが基本でございますので、そういう指定の仕方をしま

すので、そういったところ全ての農地を守るという制度にはなっていないということで、ご理解を賜りたいと思います。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） ご答弁は、意味はよくわかるわけなんですけども、しかし、先ほども質問の中に言いましたとおり、今、国の直接支払制度の、中山間は直接支払制度がございます。それから、農地・水・環境向上対策、これが10アール当たり4,000円ですか。そういった形で、非常に事務は厳しいことをしていかんなんですけど、そういったお金をあげるから、あげるからという言い方はおかしいですね。しっかりと整備をしながらやってくださいというふうなこともあわせて、何とか私たち、あるいはほかでもそうだと思うんです。中山間、獣とも戦わなければならない、非常に耕作的には不利な中、そういった国の制度もある中で、しかし、農振農用地がふえることによって、そういった交付金もおりると、おりますね。それこそ、せんだっての今田議員ですか、中山間のお金を積み立てた中から、有害獣の防除費用を出されておるところもあるわけなんです。だから、そういった点もあわせて、町の今おっしゃられた優良農地を守るということも大事なんですけども、それをすることによって、何とか周辺地域も、むしろ行政が主導になって、そういった将来的見通しを立てながら、あるいは地域を説得する、そういったことも行政に考えがないかどうか、ただしておるわけなんでございまして、再度お答えをいただきたいと、このように、私の考え間違っておるでしょうか、よろしくお願いたします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員の熱い思いは十分理解はできるわけですが、その制度上の制約やら、その考え方につきましては、いま一度、農林課長から答弁をさせていただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。議員さんがおっしゃることにつきましては、よく理解はできますし、そういう方向で優良農地を守っていく、それが、いうたらほ場整備でできてないところでも、地域で優良農地として守るべきだという結果になれば、当然、そういう対応をしていくことになるだろうというふうに思いますが、まず、町が誘導するとかどうかということよりも、やはり地域の中で、ここは荒れて、どうしても水もないしつくれんけども、こっちは守っていこうとか、そういう話し合いをやっていただいた上で、その結果として、ほんならここは中山間や農地・水のお金も使って守っていこうという話をさせていただくということが大事であろうし、その結果としての農業振興地域整備計画の見直しになればいいのではないかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 農林課長の答弁は、それはそれでしゃあないなと、しゃあないというたらしかられますけども、よくわかるわけでございます。

せんだって、金曜日の一般会計補正の中で、小林議員も同じ隣接しておりますので、その農業問題を聞いて質問されておりました。

最後に、副町長にお伺いいたします。農林課長の答弁は、それでいいと思うんです。あとは、やはり副町長であり、町長の政治的な方向性といいますのか、やはりそこが地域を、こういうふうにしてやるんだと。例えば、農業振興公社、いろんなことをした結果に、人・農地プランに基づいて、そういった結果で取り組むという、少し前向きなあれもいただいたわけなんですけど、現

実に人・農地プラン、あるいは京都府の京力農場づくり事業、前は命の里事業等々あるわけなんです、今もあると思うんですが、大変、話し合うということは、農業者だけでは非常に難しいところがあるわけなんです。

そこで、やっぱり我々も努力が足らんというたら、足らんのかもわかりませんが、やはり町の強い、そういった方向性が持てる指導を期待したいと、私は思うわけなんです、副町長のご答弁を最後にお伺いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど、制度の概要といいますか、考え方につきましては、農林課長がお答えをさせていただいたとおりであります。

地元の農家だけでは、なかなか話し合っただけだと、そこは行政の強いリーダーシップというお話もわかるわけですが、やはりそれぞれの農地は、言いかえすと、それぞれの地域の方の先祖からの田畑だろうと思いますし、困難な状況があるとすれば、行政の者も中に入って話し合いが円滑にできるように、ご協力はさせていただきたいと思いますので、やはり地域で決める、そのスタンスは何とか踏襲していただきたいなど、行政が乗りこんでいって、こうあるべきというよりも、やはり自分たちの問題として自分とこの先祖伝来の田畑の問題として、地域で話し合っただけの一番いいのではないかなということ、先ほど来、お話をお聞きしながら感じたところであります。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） できるだけ、そういう環境づくりに努めたいと思いますので、よろしくお願ひします。終わります。

議 長（赤松孝一） これで有吉正議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、あす9月25日、午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集ください。

お疲れさんでございました。

（散会 午後 4時53分）